

民生福祉常任委員会記録

平成29年3月16日

【開催日】 平成29年3月16日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時17分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	小野泰
委員	三浦英統	委員	吉永美子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	傍聴議員	岡山明
傍聴議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	こども福祉課長	川崎浩美
こども福祉課課長補佐	大濱史久	こども福祉課主査兼子育て支援係長	別府隆行
障害福祉課長	兼本裕子	障害福祉課課長補佐兼障害支援係長	岡村敦子
障害福祉課障害支援係主任	山本真由実	市民生活部長	佐久間昌彦
市民生活部次長兼生活安全課長	井本雅友	生活安全課課長補佐兼防犯交通係長	吉村匡史
生活安全課主査	亀崎芳江	市民課長	長井由美子
市民課課長補佐	野上尊代	市民課主査兼住民係長	光井誠司

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	庶務調査係長	島津克則
------	-----	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について（生活）
- 2 議案第37号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（市民）
- 3 議案第32号 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について（こども）

- 4 議案第31号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について（障害）
- 5 閉会中の所管事務調査について

午前9時 開会

下瀬俊夫委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。今日の審査内容に沿って審査を始めたいと思います。最初に議案30号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定についてであります。それでは執行側の説明を求めたいと思います。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 議案第30号、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について説明いたします。では、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料1、A3の用紙、新旧対照表です。法、改正条例案、現条例の比較を示したものです。資料2は国土交通省が示した特定空家等の判断基準に関する資料です。それでは条例改正の理由ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に完全施行され、平成25年1月から施行されております本市の空き家条例と規定が重複することとなり、文言の整理が必要となったこと及び本市の空き家等対策の推進に関し必要な事項を定める必要があることから、空き家条例の全部を改正し「山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例」を制定しようとするものでございます。空家等対策推進条例の内容ですが、資料1を御覧ください。この表の左側は、国の空家等対策の推進に関する特別措置法、中央がこのほど御審議いただく改正条例案、右側が現行の空き家条例で、規定事項を比較したものでございます。御覧のとおり、これまで右側の現条例において規定していた基本的な理念や市の責務は新条例案で引き継ぎますが、管理不全な空き家に対する助言、指導、勧告、命令等が左側の法に規定されましたのでこれら重複部分については、今後は法に基づき事務を執行するために新条例案では規定しないものといたします。主な改正点は、空家特措法第6条において、空家等対策計画を定めることができると定められていることから、条例で山陽小野田市空家等対策計画を定めることを規定します。この計画では、空き家等の適切な管理の促進や空き家等の活用の促進、特定空家等に対する措置等について定めます。次に空家特措法第7条にお

いて、協議会を組織することができることと定められていることから、条例で市の附属機関として山陽小野田市空家等対策協議会を置くことを規定します。条例の名称を山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例から山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例に変更いたします。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは委員からの御意見をどうぞ。

三浦英統委員 これ、ほかの条項のことも聞いていいですか。

下瀬俊夫委員長 ほかの条項とは何ですか。

三浦英統委員 ほかの条項。第何条とか、7条とか8条とか。

下瀬俊夫委員長 基本的に改正部分で関連があればいいですよ。

三浦英統委員 まず先の一般会計のときに、いろいろな御意見が出ておりました。その中で、空き家の倒壊とか特定空家等、管理不適切、こういうのがいろいろ出ておるわけなんですけどね、一般会計の中でも出ておった第7条に規定する空家対策計画、これをいろいろ審議するというような、市のほうで協議会を作っておると、この協議会の中、ここの今のここに出ておる条例、これの審議をしたのかどうなのかがまず第1点。それから次が審議の内容によって他市の場合は、いろいろな補助金が出ております。空き家の倒壊をした場合に、倒壊するような場合には補助金を出してあげますとか、こういう補助金の話その協議会の中で出たのかどうなのか、空き家バンクの問題も前回も出ておりましたが、この空き家バンクについても、そういうような話が出たか。まず人口を増やすためにこの空き家バンクを作って、それから入っていただく、じゃあそれに対する補助金がどうなのか、いろんな問題はあろうかと思えます。そこら辺りの協議会の中でどういう話が出たのかお聞きしたいと思えます。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 庁内空家対策委員会のことだと思います。この中では条例の審議は当然しております。現条例が、平成25年1月1日施行でございますが、その条例には、強い市の責務とかそういうものがうたわれております。それを引き継いでいかなくちゃいけないんじゃないかという意見も多々ありまして、この条例案については審議しております。また2点目の補助金でございますが、補助金については一

応、実態調査を行った上で県また他市の動向を見て、その補助制度については検討していこうということでした。

三浦英統委員 他市の状況を見てというよりも、もう大体他市はそのような補助金を出しているような状況なんですけどね、県下でも。いつ頃までその状況を見て、それに実行するような考え方があるのか、その協議会の中でそういう話が、いつ頃まで結論出すんだというような話が出たかどうか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 庁内空家対策委員会の中では、そこまでの話は出ておりません。

三浦英統委員 委員長は誰が委員長です、この協議会の。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 この庁内空家対策委員会は、会長はここにいらっしゃる佐久間部長です。

三浦英統委員 担当部長が出て、県内の状況、あるいは全国の状況を調べれば当然分かっておることであって、まず人口増やしましよや、あるいは倒壊のおそれがあるものを除きましよやというようなことが言われておる中で、そういう話が一切出ないというのはおかしいんじゃないですか。そこら辺りの考え方をお聞きしたいと思う。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 今、協議会でちょっと分かりにくいんですが、法の7条、一番左側の特措法、これの7条の協議会と、また別に市のほうで、市の担当課長15名ほどで庁内空家対策委員会というのを作っております。その中の話で他市の話は出なかったということでした。法に定めてある協議会のほうは今後立ち上げるものでございます。

石田清廉委員 この資料の1は、右側が現条例というふうに解釈していいんですよね。右側に現条例って書いてある。13条というところがありますね、4枚目か5枚目に。ここで言う13条の中にいわゆる当該空き家などが管理不全にならないための必要な支援をすることができるって書いていますが、今までの条例の中でどういう支援を考えていらっしゃったんですか。このことをどう改正しようとしているのか。13条。5ページ目くらいに。右側の条例で。現条例が13条、それを9条に今、改めて

いるんよね。必要な支援をすることができるかと書いてあるんですよ。その支援の意味は何ですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 生活安全課吉村です。この支援につきましては、管理不全な状態にならないための必要な支援なので、その状態が悪いものに対して助言、指導という形になりますので、それは手紙を送ったりですね、連絡を取ったりして適切に管理しましょうということをしておりました。

石田清廉委員 そうすると今のは、いわゆる条例分で通告とかいろいろ勧告とか4段階ぐらいありましたですね。これはもう当然のことのそういう対策ですよ、取組。更にその上に必要な支援をすると書いているわけ。支援という意味が生かされていないから問題が余り整理されなかったと。何らかの支援が必要だということで条例改正になっていると思いますよ。ほかの目的もありますけども。その辺はどう考えていらっしゃるかお聞きしたい。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 今言われましたように、今までの現条例につきましては、管理不全な空き家に対しての支援という形で取り組んでまいりました。ただ、今回の条例改正につきましては、特措法が改正されたこともありますけれども、利活用と管理不全の空き家をどのように支援していくかということをこの中定めていきたいと考えているものでございます。

矢田松夫副委員長 吉村さん、二人の質問はね、維持管理するのにやね、お金を出すとかそういうね、どんな支援をするかという質問やったから、例えば僕この前の平成の何年かな、24年の資料、古いほうを見るとやね、この委員会の中で質問をしているわけよね。お金を貸すのかとかどういう支援するのかと言えね、器具等の貸出しをしますよと、それがその維持管理するための所有者に対する物的な支援、こういうふうにそっちのほうで答えておるから、そういうふうに答えたほうがいいんじゃない。

石田清廉委員 今、応援が出ましたんでね、正にそのとおりなんですよ。今までの条例でこの目的が十分達せられなかった背景には何らかの本当に具体的な支援が必要じゃなかったのかと、その支援をどのように考えてどのようにされたのかを聞いておるわけ。連絡するとか通告するというのは当たり前のこと。もう条例文で書かれているんだから。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 委員御指摘のとおり、現在までそういう財政的な支援とか物品の支援というものはやってきておりません。今後、現状をよく見て、ケースバイケース、個別に違ってまいりますので、それで必要に応じて、最小の措置はしていきたいとは思っておりますが、財政的な面については今からまた検討していくということになります。

下瀬俊夫委員長 いやあのね、最小の措置というふうに言われると、どこまでが最小なのかというのがよく分からんのですよ。だからそれはね、条例提案をする上でそういう言い方は物すごくまずいと思うんです。だから何をするためにこの条例を作ったんかということが今、議論されているわけですから。今、これまでの議会答弁とちょっと違うんじゃないかというところから出発しているからね、それがなぜできんかったんかというところは少し言わなきゃいけないと思うんですがね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 財政的な面が大きいと思うんですが、それと現場を見に行ったり、そして帰って他の事務をやったり、その辺の職場の体制ですかね、言い訳みたいになりますけど、そういうところもあったと思います。

三浦英統委員 今、お話のあった財政問題、じゃあどのぐらいの金が要るんだというのを積算していらっしゃるんですか。そして職員がどのぐらい要るんだと。それで今まで、空き家バンクとして登録されておる家が何件あるのか。

下瀬俊夫委員長 いや、空き家バンクないから。

三浦英統委員 ない。そういう仕事をなぜしていないのかが問題になると思うんですけどね。ここに条例でこう出てきたんやから。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 済みません、ちょっと1点目をもう一回。

下瀬俊夫委員長 ああどうぞ、もう一回。

三浦英統委員 要は財政問題についてね、じゃあどのぐらいに、ここの今言う管理不適切な空家等、あるいは特定空家等についてですね、一番大事な管理不適切空家等というのは、もうこれは行政で壊さんといけんか、あ

るいは持ち主か、誰かが壊さんといけん、じゃあどうしても持ち主が分からんというときに行政が壊さなければいけない、こういうような調査を今までどのようにしてきていらっしゃるか、それが何件あるか、そういうような調査はしていらっしゃるのか、しておればその数を教えていただきたい。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 この老朽空き家につきましては、市民の方から情報提供がありましたらそれを実際に見に行って、先ほど申しました、危険なところについて必要最小限の緊急安全措置を行うということでございまして、行政代執行についてのことだと思っておりますが、それは行政が行う、行政に付与された最大の強制力であって、その行使に当たっては、厳正かつ慎重にやらないといけないと思っております。それで話は、先ほども言いましたけどケースバイケースで進めております。それで解体してとか、除却していただいたところもありますし、改善していただいたところもあります。ただ、その件数が、何件今あるかというのが分からないから、今度また実態調査のほうでそれをやっています。

三浦英統委員 今まで条例を作って、そういう実態調査はしてないんですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 生活安全課ではしておりません。

三浦英統委員 先ほどの職員が足りないような御答弁があったようなんですけどね、じゃあどのぐらいの職員がおれば、先ほどのこの条例に出てくる仕事ができるわけですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 非常に難しいんですが、この空き家問題ですが、これは年々増加している傾向にあります。これは全国的にそうでもありますし、それで社会問題になってきております。どこまでやるのかと、これはやはりきりがなくて、それでまず私どもは実態調査して空き家は第一義的には所有者、管理者が責任を持って、適正に管理するものでありますよという啓発、これをやらないと幾らやってもきりが無いんじゃないかとそういうふうに考えております。

三浦英統委員 じゃあ早急に実施されることを望んでおりますが、予算的にはどうなっておるんです。実態調査誰がやるんですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 これは、業者委託をいたします。そしてこれにつきましては774万4,000円の委託料の予算計上をさせていただきます。

吉永美子委員 先ほど御答弁の中で利活用という、適正管理もあるんですけど、利活用という言葉が出たわけですが、であればこのたびのこの条例なんですけれども、有効活用とか利活用とかいうところになぜ踏み込む条例にならなかったのかをお聞きします。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 条例の中には利活用については書いておりませんが、この中で計画を策定しますという形で空き家の計画を策定するという中で利活用についても定めていくというふうに考えております。

吉永美子委員 計画の中で定めるということは、市の理念としてやはりこの条例というのは基本的な理念をうたうところだと思っておりますので、その今後適正管理をしながら利活用を進めるという基本的な理念が今回の条例には入っていないと私は思いますが、いかがですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 条例改正案の5ページの上ですね、「第9条市長は法第9条第1項の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又はその関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供又は助言若しくは指導を行うことができる」、この中で、利活用についても助言していきたいと思っております。そしてそれは協議会8条なんですけど、3ページの8条なんですけど、この中に協議会の委員の中にもその利活用をするための委員さんを入れて協議していくということにしております。それと4条の市の責務でございますが、「市は空家等の適切な管理及び活用促進等に関する必要な施策を実施しなければならない」ということで規定しております。

吉永美子委員 このたびの条例改正というのはあくまでも特措法というところに基づくということであって、利活用という部分について全く何も定まっていないと、市としては。利活用という気持ちはあるけれども、実態調査もしていないというところがあって、要はそこまでうたえないというふうに理解してよろしいですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 利活用をするために、また利活用だけじゃないんですが、空き家には利活用、老朽空き家の関係もありますが、それをするために実態調査をこのたび予算計上させてもらって、利活用も含めた中で進めていこうということでございます。

吉永美子委員 ただ残念なのは、現条例は平成24年9月18日に制定をされていますよね。4年以上過ぎている。そこではできる規定にはなっておりますけども、実態調査ですね、第7条「できる」ということで実態調査という部分がうたってあるわけですけども、この4年間、4年以上過ぎています。なぜ実態調査を行ってこなかったのでしょうか。そこをしていれば今回の条例改正の部分というのはもっと利活用のところに、じゃあこれだけまだ使える空き家があると、今後こうできるところが具体的などころが見えてきたのではないかと思うんですけども、あれほど空き家バンクということの本会議で議員として訴えてきた中で、全く進まなかった一つの原因としては実態調査を24年9月18日に条例でできる規定したにもかかわらず、してこなかったというところの原因はあるんじゃないでしょうか。利活用まで今回条例に入れなかったところの原因ということはありませんか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 老朽空き家の情報提供たくさん頂いております。それでその調査には非常に相続の関係とかそっちのほうまで立ち入って、話をしていかなくちゃいけないので、申し訳ございませんけど、実態調査まで老朽空き家対策に迫られていたというのが事実でございます。

吉永美子委員 そうすると業者に委託はされるんでしょうけども、仕事量は増えると思うんですよ。これまで手を付けられなかったということは、仕事量は増えるけど、人員を増やさなければまた結局手を付けられないで数年過ぎてしまうというところはございませんか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 新しい条例案のほうに協議会を立ち上げるとなっております。この協議会のメンバーの委員の中には市長が必須でございます。市長が入ることによって、こういった方針のスピード感が更に増してくるものと考えております。

下瀬俊夫委員長 結局ね、体制上の問題があるんじゃないかという話ですよ、今までできなかったのは。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　それも含めて市長が入ることによって体制も考えてスピード感が出てくるんじゃないかと考えております。

小野泰委員　予算の委員会でも出ていたんですが、実態が一番分かるのは自治会なんですよね。自治会と今までこういう調査したのは消防団がかなり把握しているんですよね。昔から空き家があるところは、いわゆるいろんな若い者が寄って悪い巣になるとかいうのもあって、それから火災になるとかいうのもあって、ですからそういう地域の力もうまく借りてやるというのが一番だろうと思うんですけど、なぜ特にこういうところだけよくこだわられるんですよね。そういう力をうまく借りながらやるのが一番理想的なやり方じゃないのかなと思うんですけどね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　この意見は一般会計の予算のほうの質疑でもあったんですが、私どもも県内の各市を回りまして、いろんな実態調査の現状等も各市の方針等も聞いてまいりました。それで今おっしゃるとおり自治会の方々、近所の方々ですよね、それから水道関係、消防関係、当然これ非常に参考になる資料をお持ちだと思います。しかしそれをまとめていくにはまず他市の意見を聞きまして、専門家である人に、業者に委託して、その上でデータ化した中にまたそれを付け足していくというのが私どもはベストと考えております。

下瀬俊夫委員長　他市の条例制定の状況というのは分かるかね。資料持っている。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　今手持ちはないんですが、他市の条例とかそれを踏まえて作成してきたものでございます。

下瀬俊夫委員長　問題はね、条例を作っても条例が活用されていなかったら話にならんわけでしょ。その状況が分かるかどうかという話なんですよ。ほとんど動いていないんじゃないですか。それを参考にしたってあんまり意味ないんですよ。早く言ったらね。

石田清廉委員　先ほどから何度も話が出ていますが、今日までの条例文では何ら問題が進展しなかったと、そこでどういうことが原因で進展しなかったのか、いろいろあろうと思います。例えば代執行、いろいろ連絡等々しながら最終的には代執行してその費用が徴収不能になる。そういうこ

とがほとんどなんですよ。だからその辺の問題を抱えながら更に利活用にいこうなんていうのはちょっと難しいですよ、整理しなきゃ、現状を。どうするのかということ。その整理をしないままに新たな条文を作って案も骨格的な条文ですから、余り細かいことは言えないにしてももう少し突っ込んだものがほしい。例えば先ほどから財政上の問題が絡んでいます。これは当然のことですよ。この特措法の中にも7ページですか、15条に財政上の措置及び税制上の措置というのが特措法にうたわれているじゃないですか。本市もそういうものを利用して費用に対する補助とか、あるいは地方交付税の制度の活用とか、そういった財政上の措置及びこの建物を撤去した後の空き地になった場合、御存じのとおり固定資産税ががらっと変わりますよね、この辺の問題を解決してあげなかったらこれは進まないですよ。利活用には至らないんです。だからこういったことを少し条文化できるならばして、そしたらそういう当該者になるほど御指導いただいたからこれに取り組もうという前進があるかと思うんですけども、この改正案では何もそれがうたわれていないんですね。その辺はどうなんですか。今から書き加えるんですか。

下瀬俊夫委員長　ちょっと石田さんの今の発言の中でこの条例は骨格的な条例だという発言があったんですが、骨格的な条例って基本的にはないですよ。身がないという。予算と違うからね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　特措法と新条例案、この両方でやっていくということでございますので、骨がないということではないと思われまます。それと特措法ができて3か月後に国の基本指針が、ですから27年の2月の26日に出たんですが、そこで国の責務、県の責務、市の責務、これもうたわれております。その中で国の財政支援ということもうたわれております。それで当然特措法の中でもうたわれておりますので、私どももこのたび実態調査をやる中において、その国の支援を頂きながらやっっていこうということでございます。

三浦英統委員　関連みたいになります、先ほど予算が774万4,000円ということで30年から5年間で計画を作りますよと、この空き家対策。この中でいろんな項目9項目、こういろいろ挙げていらっしゃいます。その中で先ほど石田議員さんが言われましたように骨格じゃないんだけど、条例改正をして先ほど来からお話が出た条例改正をして、よりいいもの、結局補助の問題それから土地の評価の問題、いろんな問題が出てくると思うんですよ。そういうのをどうするかというのも新たに条例の

中に入れ込むお考えがあるかないか。計画を今立てられていらっしゃるんですよね、今年度の予算の中で。そういうのはどう考えていらっしゃいますか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 計画自体は今から立てます。ですので、その計画の中でどのように事業を進めていくべきかという方針を決めていくと。でその計画を決める中には協議会の意見を聞きながら決めていきたいと思っておりますので、その協議会には市長も入っていると。空き家問題については今から目に見えて増えていくというのは明らかな状況でございます。山陽小野田市におきましては今まで現条例では管理不全な空き家について対応していたと。この状態ではよくないと。国のほうも特措法を作りましたので、特措法にのっとって今度事業を進めていくんですけども、内容としては特措法にのっとりながら今回の条例はできると、やるんだとそういう気持ちを持って条例を作っておりますので、計画については今後協議会を立ち上げて作っていく中でどういうようなことをすればいいのか、どういう事業をすればいいのかというのを、実態調査を見ながら計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

小野泰委員 確認しますけどね、今協議会に市長が入っているという言い方されたんですが、こちらの市の条例については、市長は除くと書いてあるんですよね。特措法の中にはどうもそういうのが書いてあるみたいなんですけどね。3ページの。どういう意味かですね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 8条の第2項でございますかね、協議会委員10人以内で組織し、市長を除く、その後ですね、以下この条において同じは法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する、市長が委嘱するというので市長を除いている。市長は入っております。

小野泰委員 これ市長入っていると読み取れます。読み取るんです、これで。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 協議会は、10人以内で構成する予定にしております。その中の10人の中に市長さんがおられまして、市長さんは自分以外の方に委嘱状をお渡しするので、市長を除くという言い方で記載しております。

下瀬俊夫委員長 だから市長以外で11人ということやろ。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 括弧のところを除いて言いますと、「協議会は委員10人以内で組織し、委員は法第7条第2項に規定するものうちから市長が委嘱する」とあります。

小野泰委員 そう言われりゃそうかも分らんけど、それはそうとしても、これもですね、一定の形式があるんでしょうが。分かりやすい言葉にしてもらいたいと思いますので、その辺りこの次から配慮していただきたいと思います。

吉永美子委員 今回の市として条例改正をする大きな要因としては、特措法の中で協議会が出てきた。また計画という部分が出てきたということで、協議会を作る、そして計画を作る、そこを条例の中にうたうということが、大きな今回の条例改正の要因と捉えてよろしいでしょうか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 そのとおりです。

吉永美子委員 であるならば今後協議会を作って、計画を作る。そして実施計画とか出てくると思うんですけども、今回その協議会の部分に対して大変具体的に出しておられないわけですが、何のために協議会を作ってというところで、この部分については、他市の条例のうたい方というところでは検討はされなかったんでしょうか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 当然他市の分を参考にしております。それと法の第7条で規定されておりますように委員会のメンバーを、市のほうで考えておるのは、市長は先ほどから申しておりますように必須でございますが、あとは法務関係、不動産関係、建築関係そして、あと公募の市民の方という組織の編成、それを考えて専門的な意見、知見を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その意見を頂きながら、市のほうで方針については決定していこうというものでございます。

吉永美子委員 基本的に条例というのは、やはり特に市民に、生活にダイレクトに関係するようなものは、市民が見られてよく分かるような言葉を使っていたのが、当然だと思いますけれども、であるならば具体的に突っ込みますが、ほかの市の状況を調査されたと言われてはいますけれども、兵庫県の篠山市の条例というのは参考にはされていますか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 済みません。そこはちょっと見ておりま

せん。

吉永美子委員　ここでは空家対策協議会というのを当然ながらうたっておられるわけですが、協議会は次に掲げる事項を調査審議する。また協議会について委員は、市長のほか次に掲げるもののうちから市長が委嘱するというので、具体的にうたっておられるんですよ。やっぱりこの条例案だけ見ると、本当市民が見られてどういうことだろうって、全くこれ分からないと思うんですよ。例えば篠山市の場合には、(1)として学識経験を有するもの、(2)として自治会長会から推薦を受けたもの、(3)公募市民、(4)その他市長が必要と認めるもの。このようにもう少し具体的にうたうということは不可能だったんでしょうか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長　一応今言われた御指摘はごもっともでございまして、ただ法の第2項に書いてあって条例のほうと重複するということを考えまして、今回こちらのほうには記載していないということです。

下瀬俊夫委員長　あのね、それはまずいんじゃない。住民が見るのは法じゃないよね、条例でしょう。住民がやっぱりどうこの問題を理解できるかという点でいえば、措置法まで行かんと思うんですよ。だから問題は、吉永委員の話は、住民に分かりやすい条例作りという言い方なんでね、ちょっとそこら辺がどうなんかという疑問でしょう。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　その意見につきましては、庁内の空家対策委員会、こちらのほうでも出ました。それで2番の定義ですね。定義の中に特措法の中には、特定空家等と書いてありますが、特定空家とはどういうものかという条例見ただけでは分からないということで、定義等に挙げさせてもらいました。そういうことも一応考慮してやってきたつもりでございしますが、その辺の吉永委員さんから御指摘いただいたところは、法と重複するというので、あえて新条例のほうには規定しなかったというものでございます。

下瀬俊夫委員長　地方分権一括法ができて以降、地方が独自の条例設定ができるわけですよ。そこら辺の発想の転換が行政にないと。やっぱりこう法律ができたからそれに従っていればいいという話じゃないんじゃないかなと思っているんですけどね。ちょっとそこら辺がね、もう一步抜け出さないと市民に身近な行政になっていかないと思うんですけどね。ち

よっとそこら辺で何かありましたら。

佐久間市民生活部長 委員長が言われたことに直接関連しないかもしれないんですけど、先ほどありました市内のプロジェクトということで、市民生活部長が、そのプロジェクトの委員長ということで、やっているわけですが、先ほど何度も説明しているんですけど重複する部分については、できるだけ割愛していったということは事実でございます。それがよくないと、市民にとって分かりにくいということであるんですが、一応基本的には重複する部分をのけていこうと。ほかの条例についても、廃棄物の関係の条例についても、元となる廃棄物処理の法律もありますけれど、その辺の条文を様々載せていくと、膨大な量になるし、重複する分はのけているというのは、かなりそういう条例もあるんじゃないかなということもあって、このプロジェクトにも当然総務課長とも入っておりますので、その辺含めて重複する部分をはのけていって作ろうとしたということが、まず1点あります。今言われた特措法ができたからということで、端的に言えば、特措法ができたから、協議会と対策計画を、できる規定から市はやるというスタンスで臨むということで、条例を策定したということです。いろいろ御意見を頂いていますので、その御意見については、十分こちらも理解はできるんですが、市のほうのスタンスとしては、今言ったように重複文を避けていって、そして実のあるものにしていきたいということで、計画を定めて協議会を作っていくということで、条例を今回上げさせていただいたということでもあります。

下瀬俊夫委員長 さっきちょっと言ったんですが、県下の条例設置の状況とそれから今どういう状況なのかというのが、もし調査されていれば、できれば間に合うような資料の提出をお願いしたいんですが。結局ね、せっかく条例を作ってもほとんど利活用されていないところが多いんですよ。それはなぜかということもそうですが、この辺はかなり突っ込んで議論されていますか。空き家の実態調査と利活用です。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 利活用については非常に難しい問題であるということは皆さん御存じだと思います。なぜかという、利活用できる程度の空き家、その中がきれいになっているものであればいいんですが、その中に家財とか、その家に古くから伝わっている貴重なものとか、あえて言いますけどお仏壇とかそういうものがあつたら、そういうのもきちんと整理して、その辺の整理するために補助を出したらどうかという、そういうところも今後は考えていかなくてはいけないのかなと

いう時代になってきたのかなと思いますけど、その辺をやはり専門的な知見の方が今度協議会の中に入っていただいて、私ども宅建業者とか、そういう方ともいろいろ協議を重ねて行って空き家を利用したい人、貸したい人、また売却したい人、業者とのそういう方との接点を作っていくのも我々の仕事ではないかと考えております。

矢田松夫副委員長 意味が分かった。だけど今回の条例改正のメインは議案30号の頭を書いてあるように、空家対策等の推進に関する協議会を作るというのが大体メインなんよね。そうであれば、この8条のところ、さっきから意見が出ているように、特措法の左を見よと書いているわけよね。そんなことを書くよりは具体的にさっき言われたように、例えば山陽小野田市版の条例を作るんだから山陽小野田警察署とか山陽小野田・宇部消防署とか具体的なものを入れないと分かんやろ。例えば法第7条の2項に規定するものうちからと書いてある。なら左見ないけんやろ。左書くの、書かんやろ、特措法は、条例の中に。だから例えば宇部の協議会のメンバーは具体的に書いてあるわけよね。市長、自治連合会、民生委員児童協議会、山大の准教授、弁護士、建築士会、宅建、土地、宇部警察署、宇部・山陽小野田消防局と。ここに入れればいいじゃない。個人名は別にいいんだから。違いますか、僕が言っているのは。

佐久間市民生活部長 具体的に書けないこともないんですけど、書いてある市もあると思うんですけど、山陽小野田の場合は流動的な部分もありますし、絶対にこの人をとということを書くことは避けて、この法の中の7条の2項の中で市長が委嘱するということで、含みを持たせているという部分もあります。それを明確にしていって、この方というそこまで書かないで市長が必要に応じて、公募委員が何人か、誰がいいのかというのは、原案は当然あるわけですけど、7条2項の中において、その枠において市長が定めていくという条例にしているということです。

下瀬俊夫委員長 ただ、8条2項でいえば、委員（市長を除く）というのはどう見たって市長は除くと読めるわけでしょ。(発言する者あり)いやいや、そうです。だから書き方をもっと工夫せんと。

吉永美子委員 含みを持たせるとかいろいろ言われていますけど、ではどういう方々に来ていただきたいという思いはないんですか。なぜ10人と出ているのですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 生活安全課のほうで持っている案でございますが、市長、司法書士、法務局職員、宅地建物取引業者、建築士、消防職員、それと公募の市民の方々でございます。

吉永美子委員 そうすると公募といえば当然市民が入るんですけども、自治会というところは全く外して、そこに住んでおられる方、だからいろいろな情報が入りやすい方々になるわけでしょう。例えば先ほど申し上げた篠山市のような自治会長会から推薦を受けたものと具体的に書いてありますけど、自治会ということは全く考えておられないということですかね。市民としては公募しか考えていないということですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 現在のところは公募でいきたいと考えております。

吉永美子委員 いろいろな情報をくださるわけでしょう。そうするとやはり自治会抜きには成り立たない部分というのも多々ありませんか。

佐久間市民生活部長 自治会の件ですけれど、今、協議会のほうは専門的な知見ということで、ずらっと言ったと思うんですけど、自治会の実態調査も含めた自治会に参考に意見を聞くと、周辺の状況を聞くということは個別にたくさんあると思うんですけど、この協議会の中には現在の案では今言いましたメンバーであって、今は入れていないということがあります。それはこのように条例に書いていませんで、当然新市長の意向もあるかもしれませんし、ほかの条例でもあると思うんですけど、学識経験者とか書いてあるだけで人数まで決めているとか、地域の代表と仮にあってもそれが女団連なのか何なのかとかそこまで書くのではなくて、そういう形の中で構成については書いているということで自治会についても当然御協力いただき、情報も頂くし、一番地域の情報をよく知っておられますので、それは当然なんですけど今の協議会の中には専門的な知見を持った者ということで現段階では考えていないと、ただ状況によっては条例のほうで個別に決めていませんで公募委員が少なければもう一人追加しようとかいろいろな案は出てくると思うんですけど、そういう状況ということですよ。

下瀬俊夫委員長 この空家条例が活用されてうまくいっているところも全国にはあるんですよ。それは調査されていますか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 全国の調査まではしていませんが、例えば広島県の尾道市とか、その資料は見させていただきました。

下瀬俊夫委員長 それだけですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 そうですね。

下瀬俊夫委員長 基本的に利活用がうまくいっているところの発想が全然違うんですよ。行政がやったんじゃうまくいかない。いわゆる空き家の利活用について行政が中心でやったんではうまくいかないというのが結論なんです。じゃあどこがうまくいっているかって、自治会ですよ。自治会を主体にするとうまくいっているんです。だからさっきから出ているように何で自治会を入れないのかというのはそこなんです。そもそもこれ、どうやって利活用を進めていくかという発想で作られている条例でしょ。ところがどうも取りあえず作ろうという発想しか見えてこないからこういう議論になるんじゃないかなと思っているのよね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 取りあえずというのは、ちょっと私どもはそういうことではないんですが、今頂いた意見というのは、非常に貴重な御意見で、参考にして今後進めたい。

下瀬俊夫委員長 いやいや、実はねこの問題でさっきから出ている現条例の中にもですね、市の責務とあるんですよ。同じ責務なんですよ。市の責務があって、この何年間全く動いていないわけでしょ。それはなぜかと言ったら、体制上の問題があって、なかなかそれ以上のことができなかったというふうに先ほど言われましたよね。じゃあ今度は空き家を調査して、それをどう利活用するかということで今の体制でできるんですか。

佐久間市民生活部長 現在の条例を作った24年。24年に策定したときに、その条例を作るときのプロジェクトということで当時環境課長ということで入っていました。それでこの条例が全く機能していないということは、条例制定後、生活安全課のほうで所管してやったわけですが、そのときの条例があるから追跡調査もどんどんやって、要望があったらそういう管理不全の空き家については個別ですけど、全体的なあれじゃなくて個別に調査をして、勧告をして、中には除却に至って改善されたこともあるわけで、利活用については、当然旧条例は利活用、そこまで踏み込んでいませんので、やっていませんけれど、全く機能していなかつ

たということはないということです。それともう1点、旧条例のさつき指摘がありました旧条例の7条で実態調査っていうのがあるんですけど、これはそういう情報提供、管理不全な空き家があるよという情報提供があった家については当然実態調査をさせていただいて、それに基づく対応をしてきています。市全体の実態的な調査というのは、御指摘のとおり旧条例の中でも現在でも行ってないという状況は御指摘のとおりです。ただ、旧条例の中においてもそれぞれ個別に対応して、所有者と連絡を取ったり、所有者がいなければ戸籍を追って、相続人に該当する人に当たったり、いろいろやってきていますので、状況的にはそういうことであります。

下瀬俊夫委員長 だからね、結局できる範囲のことしかできなかったってことでしょ。それが先ほど言われたように最小限のことですよ。問題はね調査権（発言する者あり）最大限。ああそうですか。まあどっちでもいいんだけど、やっぱりね、市内のこの今の空き家の状況をね、きちんと台帳化するとかね、そこら辺までいっていないでしょ。そこが問題なんですよ。今回やる。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 今までですね、情報提供されたものについてはデータ化しております。

下瀬俊夫委員長 それは何件あるんですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 おおよそ70件です。空き家の問題の情報提供がありましたのは151件で81件が改善されておりますので、残りが70件。この中には電話だけで、草が生えているんですけどとか、木がこちらの家に来ているんですけどという、細かいものも入っている、入っていないものもございますけど、おおよそ70件はまだ解決していないということになります。

下瀬俊夫委員長 それは新条例で言う特定空家ですか、それは。今の。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 特定空家ではございません。

下瀬俊夫委員長 どういう空き家なんですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 管理不全な空き家。

下瀬俊夫委員長 管理不全な空き家。管理不適切空家ですね。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 そうです。

下瀬俊夫委員長 言葉はきちんと定義どおり言ってください。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 対照表の1ページのですね、下段に2条の3の3ですね、管理不適切空家等、そこでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。ちょっと今の自治会の問題はいいんかいね。

吉永美子委員 協議会の中には自治会は入れないと、だけど協力をしてくれというところでは動くということですか。全く何もないというかな、文章としてはうたわずに、どのようなふうな状態で今後進めるとというのが、その何というか、きちんとやっぱり明文化をされていくと、何でもそうですけど、市の職員の方、人事異動で動いていかれる、そしてまた定年退職等される、そうするとまたゼロからの出発になる、そういうこと大いにあると思っています。ですから今ここで答えられただけで終わってしまったんじゃない、ですからやはり明文化されてきちんと進めていくというところでは、何の施策もそうですけど大事だと思うんですが、いかがですか。

佐久間市民生活部長 今、自治会を入れる、入れないの点について、協議会に知見者を含めてどういうメンバーでということ、当然内部協議、市長も含めて協議をしているわけなんですけど、その中で今さっき次長のほうが言いました、市長始め公募委員も含めてということ、申しましたけど、それは専門的知見でそういう方たちをとということをお願いしようと。ただ実態調査をする業者さんとか、情報に基づいて市の職員が行くとか、いろんなことをケースは想定されますけれど、その中で近隣の人とか自治会の人に聞くというのは当然あると思いますけど、今、正式に自治会のほうにこういう要請をしますとか、文書でこうしますとか、そういうことは考えていないということです。今、言いました今後、何かの状況でやはり自治会の代表者を入れたほうがいいんじゃないかとか、仮に何かいろんな状況が変われば、そういうこともあるかもしれませんが、現在市のほうで考えている協議会のメンバーには今のところ知見者を中

心に組織をしていくということを考えているということです。

三浦英統委員 土地、統計調査の結果で4,060戸空き家があるというような統計が出ておりますね。そうした中で七、八年前に消防署が空き家調査をしておるんです。これは自治会長にお願いをして、自治会長がどこの家が空き家ですよというのを伝えて調査しておるんですよ。今度のね、新しく調査依頼を出すのに誰を対象にして調査をするのか、どのような調査の方法をするのか。それとですね、今、4,060戸でこう出ておるんですが、消防が調べた件数と同じような件数が出ておるんですか。その辺、調査していらっしゃいます。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 まず消防が調査された空き家調査なんですけれども、空き家調査自体を更新していないということなので、その数については多分差が出ていると思います。どういう基準で空き家調査をするかということなんですけれども、まず全市内を同じ目線で調査すると。基準としては郵便物にチラシ、DMとかが大量に詰まっているとか、窓ガラスが割れていないかとか、門から玄関まで草が生えていないかとか、そういう基準を決めて画一的に調査をすると。その実情の調査をした後に、皆さんから頂いた情報をかぶせて、もっと精査したものに変えていくと。実態調査自体はまず山陽小野田市に空き家と思われるものを含んで全てを調査することになります。そこから本当に空き家のもの、そうでないものというのを精査して、調査するものについては地番が付いていませぬので、現状どここの空き家がどうなんだというのを地図上で落として、本当に調査の必要なものについてはそこにまた現地調査を行うという形になりますので、まずは現地調査で行うのは空き家と思われるものというものを全て拾っていく予定にしております。

下瀬俊夫委員長 それは誰がやるわけ。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 それを業者の方に業務委託で。

下瀬俊夫委員長 業者がやるの。そんなことは自治会に任せればすぐに出てく
らあね。分からん。

亀崎生活安全課主査 今の答えに少し追加させていただきたいと思います。あと内容につきまして、空き家の対象となるものが例えば倒壊しかけているものから、修繕すれば利用できるもの、5段階に分けて調査をしたい

と考えております。その調査も詳しく基準を定めていきたいと思っております。例えば屋根が一部なくなっているとか、柱が曲がっているとか、いろいろ構造上問題があるとか、そういった詳しく調べて5段階に分けて、空き家がどのようなものとなっているのかということについても調べていきたいと考えております。

下瀬俊夫委員長 実は皆さん自治会に住んでおられると思うので、自治会におられる方はどこがどういう空き家なのか、誰が持っているのか、今どういう状況なのか皆知っていますよ。そんなことせんでも。そこら辺が、何でそういう机上の空論みたいな話になるわけ。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 確かに今回の実態調査のほとんどは人海戦術によるものになるんですけども、その後にデータ化してこれを地図情報にここが空き家というその情報も入れてもらいます。それと写真を撮ったり、それもデータ化して納めてもらう。先ほど申しましたけども、見る空き家にある程度の基準を設けまして、この空き家はこういう空き家なんですよ、これは倒壊しそう、これは管理しているだけの空き家、利活用できそうな空き家というのをおおよそ5段階で定めまして、それも色分けしてそれを地図上に落としていきたい。その現況を把握した上で、今度は山陽小野田市にはどのような空き家が多いのかというのを図面上で確認して補助事業をどのようにしていくべきなのかとか、どのような施策を打っていくべきかというのを、まず現況調査をした上で定めていきたいというものでございます。

下瀬俊夫委員長 多分今の説明を聞かれて、ここの皆さん、あきれていると思いますよ。そういう綿密な調査をして、利活用を本当にやろうという気になるのか。台帳だけ作ればいいんですか。実際の利活用とは、実際にどうやってやるかという、今言ったように先進事例というのは幾つか出てきているわけですよ。先進事例を調べないで今みたいな話。ちょっと今の配られた資料を説明してください。県下の状況。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 今お配りしました資料なんですけれども、左側に1から19まで山口県の各市の状況が書いてあります。先ほど言われました条例の制定についてなんですけれども、一番右側に条例という枠があると思います。下関に丸が付いておりまして、次、宇部市というように丸がついております。条例の制定につきましては平成27年に策定したのが一番左側、それ以後策定中のものと予定なしという

ものがございます。それが今見ていただいた状況でございます。山陽小野田市なんですけれども、13番目のところに平成27年度に策定済みと今策定中という形で上げておるんですけれども、27年度までが旧条例が策定されておりまして、見直しをしているという形で平成28年度策定中という形で上げております。ほかの部分につきましてはですけど、左から空き家率、空き家実態状況、空家対策計画というように各市の状況が書いてございます。空き家率につきましては平成25年度の統計調査によるものが全て載っております。

下瀬俊夫委員長 ちょっと真ん中、実績のところを。これ意味がよく分からない。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 実績は、実態調査の有り無しが一番左側のところに書いてございまして、実態調査をしたところとしていないところが書いてあります。取組状況なんですけれども、今、実態として各市でどのような取組をしていますかというものがここに書いてございまして、①、②というのが下のところの凡例がございまして、空き家バンク相談窓口、2番目が改修、活用、除却、3番目が税制措置という形で書いてございます。その状態が1、2というのは空き家バンクと相談窓口を設けておるか、改修活用の除却をしていますという形で1、2と書いてございます。山陽小野田市の場合はバンクを作っておりませんが、相談窓口を設けておりますので、1という形になっております。取組状況については1、2というのが、1に対してやっているかやっていないかということを表示しているものですので、①と書いてあれば窓口で活用していますよと。措置状況なんですけれども、どこまでの措置が各市で行われているかという形を表示しております。山陽小野田市は助言までいっていますので、丸、助言。宇部市が一番分かりやすいと思うんですけれども、宇部市については丸の略式と書いてあるのは略式代執行をしましたよという形で書いてございます。体制なんですけれども、これはどういう体制でやられていますでしょうかという県の調査で空き家の担当者が兼務で3名やっておりますよということで、山陽小野田市の場合ですが兼務3と書いてございます。空家対策計画の場所につきましては協議会の有無、これにつきましては、下関は協議会をして、宇部市もしていますよと。その中で空家計画を策定しました、策定予定というのがずっと書いてございまして、一応予定では平成29年度にする予定のものから、うちの場合でしたら29年から30年にかけて策定していきたいという形で、こちらのほうに29から30という形に書いてございます。

矢田松夫副委員長 さっきの続きなんですけど、自治会長に依頼するか、せんとかね。いろいろ資料を見ると、よそは民生委員とか自治会長に調査を依頼してその中でポイント制とかそういうところもあるわけ、業者に全部丸投げするよりは、ただし、調査票の中に添付書類として写真を付けなさいよと。持って来られたらポイントを付けると。今、社協でやりよるやろ、ボランティアの。そういう直になんとか現地をよく知っている人とか、これでいう定義のところ、これを皆プロに頼むより、定義のところを見てこういう状況というのは皆分かるわけよね。地元の人、地域の人が。というところもあるわけよね。単なる丸投げすればいいというものじゃない。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 自治会に依頼して、いつ出てくるかは分かりません。ばらばらに出てくるかもしれません。それをまとめて、それから協議会に掛けるとかいうのをやっているところが実際にあるということですか。(発言する者あり)これは空き家であるかないか、それも当然必要なんですけど、その空き家の程度、これも一緒に調べなくては、次の移行調査とか、そういうふうに進んでいかないと思うんですよね。ですから私どもはその辺の詳しいデータを基に業務を進めていきたいということでございます。

三浦英統委員 今言われることはよく分かるんですよ。空き家の件数を調べてみるというのは、かえって自治会等をお願いしたほうがいいんじゃないか、その後の今の処理、5段階に分けるとか、データに入れる、判定をしてもらって、ここら業者でも結構なんです。ただ、実態調査というのは、皆さんが言うのは実態調査についてね、空き家がここには何件あります、この自治会には何件ありますというのを調べるのは自治会でもいいんじゃないかと、そしたらこの今言う770万の予算が少なくて済むんじゃないかねと、こういう言い方をしよってんよ。700何ぼですか、774万4,000円。その辺の考え方どうですかと皆さん言っているんじゃないの。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 確かに自治会長さんがお持ちのデータというのは役に立つと思います。ただ、たたき台として、まずデータを持った上で自治会長さんが言われてきたものをおかぶせていくほうがより正確なデータになると思います。人によって、やはり空き家であるという判断というのは、まちまちになる可能性があります。ただ今回のも

のについては市内一円を判定して、その中で空き家であるということを見極めていきたいと考えておりますので、自治会長さんの意見につきましては、その後、頂いた後、判定のときに役立てていくと。

下瀬俊夫委員長 あかね、今、議会に地方議会人という雑誌が毎月届くんです。地方議会人、議員向けの雑誌なんですが、この中にね、この12月号が基本的にこの空家条例、空家対策についての特集号を組んだんですね。その中でね、先ほどちょっと言いましたが、どこも実は動いていないってわけですよ。空家条例作っても利活用できていない、なぜか。行政が言ったって誰も信用しないんだってという話なんです。いくつかの理由がある。大体ね、この大学の先生、名古屋大学の先生ですが、六つあると言うんですよ。住民が利活用に協力しない理由。一つはね、修理する費用が出せない。それから家財道具が残っている。手続きが難しそう。それからどういう人が入ってくるか分からない。それから仏壇がある、さっき言われましたね。それから時々使っている、若しくは将来使うかもしれない。大体この6点に絞られる。大体同じだっていうんです、どこも。それでね、行政が言っても絶対駄目だと。なぜかって、行政を基本的に信用していないから。行政が言ったってどこもうまくいっていないというんですよ。だけどね、一番うまくいっているところは何かって、地域の住民が主体的に取り組んだところはどうまくいくと言うんです。いわゆる高齢化をして地域から人がいなくなっていくんでしょ、どんどん。その危機感ですよ。この危機感が地域に生まれてくれば自分たちで何とかしようという気になる。だから地域住民の協力なしには絶対うまくいかんというんです。いわゆる地域の住民が主体的にこの問題に取り組まない限り、空き家の利活用は絶対にうまくいかない、ここでね、さっきから出ている地域の住民をどう巻き込んでいくんかという発想がないんですよ、皆さんに。残念ながら。学識経験者ばかりなんです、出てくるのが。だから今の調査の段階から地域の住民にもっと頼っていかなくちゃ駄目だと言っているわけですよ。これがなかったら、幾ら条例作ってたとうまくいかない。県下、皆そうでしょ。絶対にうまくいかんですよ。だからうまくいっている事例がどんどん生まれてきているわけですよ。例えばね、愛知県の豊田市、ここは今でも積極的に利活用が進んでいるというんです。もう地域に任せているんですよ、地域に。それからもう一つ、空き家の補修費に対する補助金制度ですよ。例えば僕らが行った邑南町だって100万くれるんですよ。空き家に行ってリフォームするのに。そういう県下でもあるでしょ、そういう制度がここ書いていますよ。2のところはそうでしょ。行政措置があるという。県下でもこ

うというのが幾つかあるわけですよ。こういうことをきちんと行政が保証しなければ、僕は絶対うまくいかん、そこら辺がね、どこまで調査されてこの条例出されたんだらうかというのが、ちょっと皆さんの疑問なので、余り議論がかみ合わない。聞きよっても。

佐久間市民生活部長 今、地方議会人ですかね、委員長言われましたのはもっともだろうというか、いろいろな事例を調べておられるんだらうと思いますし、地域と一緒にそれを進めていくということで、さっきからありますが、先進地、先進地って言っても、今のどこまで市のほうで利活用について具体的にどうするかと、一般論しか言えていないわけで具体的にどうするかというのは踏み込んでいないのは事実であります。協議会も設けて、その利活用についても計画を組んでいかなければいけないわけですけど、現段階、大変申し訳ないんですけどそこまで至っていない分、かみ合っていないというか、あると思うんですけど、今回の条例は先ほどからありますように、協議会とその計画を作っていくたいと、そして実態調査をしていきたいと、実態調査については今、予算上げていますけれど、いわゆる業者に委託をして市内一円、同じ目線で広く統一的な目でやって、それを今パソコンの20万かな、備品購入費も予算に上げていますけど、専用パソコンでデータ化して行って、取りあえずそこをやりたいと、その後のことを今、いろいろと言っていたいておるわけだけど、財政措置、リフォームに対するものとか、解体に対するものとか、あと固定資産税の特例措置がなくなって、地方税法の関係でも特例措置なくなります。そしたら解体しないほうが良いと言う人もおってかも知れません。様々な御指摘、十分理解をしています。ただ今それを具体的に今、市のほうとしてどうするというのが明確に言えていないということで、かみ合っていないということになると思うんですけど、今回の条例についてはまず一步踏み出させていただいて、今言われた様々な御指摘については今後十分、市のほうも検討して進めていかなければいけない問題ですし、ということでお願いができればと思います。それと私ども、これ、条例を作って協議会を作って計画を作って空き家がどんどん減って利活用がどんどん進んでいくと単純にそんなことは当然、考えていなくて、これは仮に10件特定空家が何らかの改善がされても、新たに10件また別の空き家が増える可能性が十分あります。だからいつまでたってもいたちごっこでずっと進んでいくんだらうなというふうに思っています。とにかく今回は一步踏み出させていただいて、また次の段階、また議員さんと協議させていただきながら、次に進んでいければというふうに思っています。何かまとめみたいなきことを言いま

したけど、そういう趣旨でございますのでよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 何かね、もうしまいの挨拶みたいな感じでね、いやどちらも退職されるわけですからね、やっぱりそういうふうな話はね、余り僕らちょっと。(発言する者あり) いやいやまあそうだろうけどね。

吉永美子委員 今回のこの新しい条例が可決して、制定ということになれば現条例は廃止ですよ。現条例にうたっている実態調査ということが次の条例には抜けますけども、それでよろしいですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 現条例の実態調査なんですけども、この実態調査というのが、今回の実態調査と違いまして、空き家になりましたよということの実態の調査ができるというのが、ちょっと紛らわしいんですけど、それは現条例の実態調査になります。この実態がどうこうというのは、特措法の関係で調査することができるという形で書いてございますので、市のほうは、調査は行います。

吉永美子委員 第9条にありますよね、特措法にですね。その特措法にのっかって今回の条例改正するんでしょう。であれば特措法に調査ができますってあるんだったら今度山陽小野田市として新しく実態調査を行うことができるということの、もっと具体的な明文化をする必要はないですか。これまであった分、なかったんだったら私も言わないですよ。あったのを削除して終わりということですよ、全くですね。現条例は、第7条で調査を行うことができるだけではなくて、いろいろうたってあったわけですが、全くなくしてしまっているんですか。実態調査という項目自体をなくしてよろしいんですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 先ほど説明しました重複する部分については、削除するという形で条文のほうを作っておりますので、特措法で第9条に立ち入って調査させることができるというふうに書いてございますので、それにのっとりまして、市のほうも現地調査を行うと。法にのっかって空き家の調査をするという形になります。

吉永美子委員 何となく分かるんですけど、これまで山陽小野田市としての条例でうたってきたことをなくすということじゃないですか、今回それでよろしいんですかって聞いているんですよ。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 重複部分は、(発言する者あり) いやいや特措法と重複しております。(発言する者あり) 特措法でうたっております。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 実態調査という言い方で書いてありますけど、実態調査が現地に行って調査するという実態調査です。現条例の実態調査は。

下瀬俊夫委員長 どこで読み取れるんかね、それは。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 現条例第7条のところに、市長は前条に規定する情報提供があったときは、又は5条に規定する所有者の責務が履行されていないと認めるときはという形で、書いてございまして、そういうことを調査するのが実態調査で、そういうものを当該空き家がどうなのかというのを調査するのが、ここで言う実態調査でございます。

下瀬俊夫委員長 だけど今の分からいくと、届出があった分だけでしょう。やったのはね。実態にあってないじゃなですか。空き家の実態に。いわゆるその他の空き家についても当然調査しなきゃいけなかったわけでしょう。届出があった分だけじゃないじゃないですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 特措法ができる前までは、そういう国の法律もなかったので、現条例に従いまして、届出があったものだけ調査していたという形になります。

下瀬俊夫委員長 そういうのが条例の趣旨なの。届出分しかやらないというふうになっているわけ。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 はい。基本的には空き家問題が難しいというのは、やっぱり空き家の管理はあくまでも所有者がするという前提の下で、市のほうで対応しておりますので、基本的には空き家が倒れそうとか、よその家に枝が行っているというような問題については、空き家の所有者がするものであるという前提です。

下瀬俊夫委員長 けどこの第7条を見るとやね、第5条に規定する所有者等の責務が履行されないと認めるときはとなっているじゃないですか。別に届出がなくてもやね、それを認めたら調査できるようになっているじ

ゃないですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 必要な範囲で。このときは、固定資産税の所有者調査とかいうのは、定められておりませんでしたので、登記簿謄本に載っている方の調査をしまして、登記簿は個人情報ではございませんので、法務局で調べて、その方にお送りすると。今回の特措法で可能になったのは、固定資産税の納税者のほうを調べることができるというふうに国のほうに定められましたので、もっと今回の特措法が施行されたことによって、もっと奥まで調査することができるようになったと。

下瀬俊夫委員長 僕はそう読めんけどね。5条と7条を見た範囲ではね、現状でも十分調査できる。管理が不十分な空き家については、行政は立入り調査もできる。そのための身分証明書も発行できるようになっているじゃないですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 実態の把握があったところとか、苦情があったとか、そういう要望があったところだけしか調査をしておりますませんでした。

下瀬俊夫委員長 そうでしょう。それは率直に言ってもらったほうがいいんですよ。できなかつたらできなかつたでいいわけですよ。それはいろんな問題があるわけだから。だけどさっきから出ているように、必要最小限のというのは、多分そういう問題だと思うんですよ。今までやってきたことがね。ただ僕らが心配なのは、新しくこの空き家条例を改定して、今の体制で本当にできるのかなという不安があるわけですよ。今の生活安全課で本当にこういう大きな分量の仕事が付け加わるわけでしょう。だけどそれは本来業務なんだろうかと、生活安全課のというところがちょっと心配ですね。

佐久間市民生活部長 今委員長が言われました、職員の体制、配置あるかどうかと思いますけど。生活安全課の本来業務かということなんですけど、去年の3月議会ですかね。当時の市民生活部長が言ったと思うんですけど、組織規則の所掌事務に空家対策という業務がどの課にも載ってなかったと。今生活安全課のほうに…。(発言する者あり)

下瀬俊夫委員長 じゃから一番そこが大事なんですよ。

佐久間市民生活部長 明確に、去年の3月議会の一般質問だったと思うんですけど、生活安全課でこれからやっていくと。利活用も含めてということとで前の市民生活部長が3月議会で、たしか答弁したと思います。生活安全課で大丈夫なのかとか、いろいろあるんですけど、さっきから次長も言っていますけど、庁内のプロジェクトもありまして、そして利活用については具体的にどうやっていくのかというので、生活安全課だけ、まあ中心になるんですけど、だけじゃなくて当然複数の課で、対応していく部分が出てくると思います。あと職員の数の増員とかですね、それはまた人事課のほうで全体的なところもあると思いますので、どうなるか分かりませんが、私どもとしてはヒアリング等を含めて、空家対策で一人増やしてほしいとかいろんな話はさせてもらっています。そういう状況です。生活安全課でどうかということはいろいろあるんですけど、今この体制プラス人員も増加していただければ、それなりにやっていくという状況でございます。

吉永美子委員 時系列的に教えていただきたいんですが、順番としては実態調査、そして協議会を設置、そして協議会の中で計画を作るということとでよろしいですね。かつそれと合わせていつ頃を予定しておられるのか、お聞きします。実態調査、協議会設置、計画の設定です。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 おおむねそのような流れになりますけども、協議会を先に設置した上で、その後の実態調査を発注するという形になります。実態調査と協議会は並行で進めていきまして、実態調査の結果が出た後、また協議会を招集しまして、そこで協議すると、時期は年に2、3回ほど考えておりまして、まず第1回目が大体7月以降に1回目をしまして、それから順次開催しようと思っております。

石田清廉委員 確認です。先ほどからいわゆる現条例、それから新たな改正条例について、消えている部分があるじゃないかという質問に対して特措法との重複については文面化していないというふうに解釈したんですけども、実はさっきも話が出ましたように、この条例文は市民の皆さんに理解してもらうための条例文であって、市民の皆さんには特措法まで、これ添付するんですか。特措法と重複しているという解釈は市民の皆さんには分からないじゃないですか。あわせて、これ他市の例でいろいろ調べてみましたら、条例文の中に補助制度とかあるいは極端な話、最終的な問題ですが過料、いわゆる規定がある以上はどうしても達成できな

い場合は過料を与えるとかそういう文面まで書かれている自治体もあるように思いました。その辺はこの特措法には書かれていますが、こちらには全然書かないということですね。重複しているからという意味じゃないんですね。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 書いていないのは重複しているからでございます。今回の条例の趣旨は協議会とその計画というのもありますけど、市として語尾を見ていただくとあれなんですけど、するんだと、行うんだという気持ちの理念も、市としての理念も入っておりますので、理念条例という形で今回の条例を提出させていただいています。

下瀬俊夫委員長 ちょっと済みません。あのね、さっきの協議会のメンバーについてはね、具体的にこれ規定がないですよ。全部特措法に委任されていると。具体的にね、さっきから出ているのは自治会長を入れるべきじゃないかっていう話があるじゃないですか。これはね、おたくのほうでそういうふうにと考えたらできるわけでしょう。今のままだったら。具体的に入れないんだから。ちょっとそこら辺のことについてはどうなんですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 御意見を参考にして前向きに考えていきたいと思います。

吉永美子委員 先ほど7月以降で一緒になって協議会を作ってその中で実態調査をしながら年3回協議会を行っていくと。じゃあこれを何年間行い、計画をいつ策定される予定ですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 計画は平成30年度の大体9月ぐらいを予定としています。(発言する者あり)公表するのが9月ぐらいを考えております。その前にパブコメもかけますので、策定が大体9月になるんではなかろうかと。

下瀬俊夫委員長 今回の予算の補助金は割合分かる。国からどれぐらい出るわけ。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 交付税が大体半分出る予定でございます。

下瀬俊夫委員長 半分ね。

吉永美子委員 その交付税措置があるのは何年間ですか。29年度からですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 空家計画を作るための実態調査に半分出るとい形ですので、今年度の実態調査分に限ってです。その他の事業を行う場合は事業を上げたときに交付申請をするという形になります。

矢田松夫副委員長 今度フルになるんですかね、現条例がね。さっき言った一番最初、石田さんが言われたようなところなんですけどな。結局今度新しいこれでいくとやね、口は出すけど物は出さんっていうふうになっているんだからね、そういうことになるよね。13条じゃ物心両面で応援するけど、今度は9条じゃ、指導するっていうのが口は出すけど、物は出さんとなっている。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 基本的な対応につきましては、空き家は個人の所有物であるということですので、所有者がやっていただけのがまず一番のやらないといけないことだと思います。それでもできなかったものについて周りの市民の方に御迷惑が掛かることについてはそれなりの対応をしなければならいかなと思っていますので、物資を出すのが全てではなくて、皆さんに御迷惑が掛からないような対応をしていくと。ですので必要最小限という形になります。必要最小限の対応はこれからも行っていくという形に。

下瀬俊夫委員長 それは特定空家のことですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 いえ、特定空家とは限りません。

下瀬俊夫委員長 利活用も含めて。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 利活用についても、はい。

下瀬俊夫委員長 利活用についても何ですか、所有者が基本的にやりなさいという話ですか、リフォームは。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 利活用についても所有者、管理者、これ

が、その責任において、やっていきたいと。しかしそれを、先日の予算のときも言ったんです。第一義的には、空き家の所有者らが自分らの責任において、的確に対応することが前提となります。それで所有者の第一義的な責任を前提にしながらも、住民に最も身近な行政主体である市が、個別の空き家の状況を把握することによって、先ほども申しましたが宅建業者であったり、そういうものの接点を作っていくのが目的でもございます。

下瀬俊夫委員長　そういう話だったら、話が全く違ってくるんですよ。それはね、空き家の所有者がね、自分たちがリフォームするからぜひ借りてくださいという話じゃないでしょ。今の話は。そういう話になったらね、全然僕はこの利活用進まんと思いますよ。所有者がやらんとリフォームが進まないっていうんだったらね、誰も貸さんと思いますよ、それ。いや、ちょっとそこら辺がね、県内でもやね、既に助成措置がどんどんできてきているのにやね、うちはそういうことについては何もしないというふうになんか受け取れるんだけどね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　今のところは財政的なことを出していないですけど、意向調査ですね、意向調査をやって例えば自分はこの家を利活用したい、そのときに業者との接点とかですね、そういう相談窓口、それを開いてあげるような協定を結ぶのも私どもの仕事じゃないかなと考えております。

下瀬俊夫委員長　ちょっと話がね。

矢田松夫副委員長　結局空き家をやね、いかにしてなくすかという、それはあなたたち持ち主の義務ですよというんじゃないくて、じゃあ自治体、行政というのは何をするのかというの必要なわけよね。でしょ。それ全然書いてないわけよね、元より後退しているというか。例えば6条なんかは協力しないといけませんよと書いてあるわけよね。じゃあ協力をするため私たちが何をするとどこも書いていないんよ。口を出すのが9条しか書いてないんよ。助言若しくは指導するだけで。じゃあ具体的に何をするのかやね、何をするのかというのは今の現条例では書いてあるわけよね。書いてないでしょ。だから自治体は何をするのか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長　実際に何をするのかはちょっと何度も言ってあれなんですけど、今回作る計画の中で盛り込みたいと。その

ためには本当にこの地域を集中的にどうこうしたいというのも、この実態調査で分かると思うんです。その実態調査をしたときに、どこに空き家が多くて実際にこうなっていると、その実態調査とあと必要なのがそれと並行してやらないといけないのが、その後の意向調査というのがあります。空き家の持ち主の所有者がどう考えていらっしゃるかっていうのもそこで反映したりして、空き家をどう活用していくか、例えば計画の中でこの区域を重点的に空き家対策しましょうというふうに決まれば、そこにじゃあ区域をどういうふうにするためにはお金を入れんといけんことがあるかもしれませんし、協議をしないといけんこともあるかもしれません。そういうことも含めてそれは計画の中で入れていくと。協議会はその中でどういう区域をするかっていうのを判断する上で、やはり専門的な分野があります。今後その協議会は空き家を特定空家に認定したりする働きも持たせていくものでございますので……。

下瀬俊夫委員長 あかね、僕はね物すごく官僚的に聞こえるんですよ、今の報告はね。結局ね、この山陽小野田市の空き家の状況が、この頂いた資料を見ただけでも14%ですよ。この14%も空き家があるということに危機感があるのか、ないんですよ、まず出発点は。この危機感があつてね、これを何とかせんといけんと、それともう一つはよそからね、人を呼び込もうという、なぜなら人口が減ってきているから。この空き家を利活用して人口を増やしていこうという発想がね、危機感と発想がなければ僕はこの条例を設定しても、基本的には何の意味もなくなってくると思います。なぜならさっきから言っているようにリフォームは所有者の責任ですよとかね、そういう話になっちゃうと、これ途端になくなってくるんですよ、何ていうか展望がなくなってくるんですよ。所有者がね、ほったらかして出ている人がよ、リフォームのためにお前金出せという話になるわけがないじゃないですか。ちょっとそこら辺がね、よく見えないんだ、話の中で。

三浦英統委員 最初に私が聞いたときの話と若干また後退してきたような気がします。この空家対策の計画を作る中で9項目ありますよと。これを今から実態調査をしますよと。こうなっていますよね。その中で今言うリフォームにしても空き家バンクにしてもいろいろなことがあるので、人を呼び込むために助成金も出すようなことも検討したいと言っていた。今はどうも出さないというような聞こえ方なのですが、その辺をきちんと言ってもらわないとどれだけ言っても堂々巡りみたいなの。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 出さないということではございません。あくまでもこれは所有者の第一義的な責任、これを前提にしながらです。ですから所有者は、ほったらかしにしていたら市が税金を投入して何でもやってくれるということではないです。それで私どももセミナーを開催したり、そういう啓発活動も力を入れてやってきております。

三浦英統委員 市が100%補助金を出しなさいと言っているわけではない。リフォームにしても。補助金というのは何%とかになるでしょ。今までLEDにしても何にしても皆補助金を出している。小規模土木にしても補助金を出している。これも何%ですよ。全額ではないですよ。それを今から検討するのかどうかを聞いている。

亀崎生活安全課主査 空き家の管理は先ほどからも言っておりますように第一義的には所有者、管理者にあるのですが、ただ空き家がどんどん増えているという現状であります。また市外からの方を山陽小野田市内に転入していただくということも人を増やすということに対しても空き家を利活用していただきたいとは考えております。他市などでは市外からの居住者に対して家屋の改修費用の一部助成、又は空き家の家財撤去の費用に助成などもしているところもございます。こういうところも参考にさせていただきまして、空家対策計画の中で、その利活用の中でその点についても協議していきたいと考えております。

吉永美子委員 頭の中ではいろいろ考えておられると思うのですが、今後先ほど7月以降に協議会を設置して年に3回実態調査をしながら協議会を開催していくと。そして、計画については平成30年度ですよ。パブコメを掛けた上で公表するということですよ。ということは、そこで具体的な計画が出てくると思うのですが、それによって今回、現条例、山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正し、推進に関する条例にしようとしているわけじゃないですか。そこの推進というのは、適正管理と利活用が含まれると思います。今度計画を作って具体的にこうやっていくということがちゃんとなった場合、いわゆる市としての考えが確定したときには、今出そうとしておられる条例も全部改正されて利活用と適正管理ということでもっと具体的な例えばこういう支援を市としてはしていくとか、当然所有者の責務もありますけど、市の責務として必要な施策を実施しなければならないと第4条でうたっているわけですから、今度計画策定されたらもっと具体的にいわゆる必要な支援として行っていくということをもっと具体的に入った条例ということ

が今後策定されると思ってよろしいでしょうか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 計画書を公表することになると思います。それを公表することによって、それに従って事業を進めていくと。その計画の中にはどのようなことをしていくかというのが明確に書かれたものをオープンにしていきますので、それを見て市の空家対策が行われているというのを見ていただければと思います。

吉永美子委員 少なくとも協議会は解散するのではしょ。協議会は年3回行って、計画ができたならもう解散するのではなくて、ずっと協議会は続けるということですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 協議会は続けてまいります。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 協議会の役目ですが、今年度空家対策の計画を作るというのがメインですが、今後は計画の中でどのようなものを特定空家として定めていくのか、解体していかなければならないのかという判断をその協議会で協議していただくと、そういう諮問機関として残っていきますので、そういう判断をするために専門的な方を入れて、建築が得意な方、法律が得意な方を入れてそこで判断していただく機関として残っていきます。市長を含めてですけども。

小野泰委員 要はこの目的に沿ってやられるわけでしょ。ですから今までずっと、ここでいう特定空家とか、倒壊寸前のような空き家は結構ありますが、そういったものについては解体をしてちゃんとしてほしいと。利活用できるまだ新しい空き家については利活用してほしいと。これは基本的には個人の責任でやってほしいけど、それが現実的にはここにいない人がかなり多いわけですね。ですからそれをどうするかというのが裏付けとしては解体の費用を幾ら持つとか、あるいはリフォームするときの費用はどうするのかと。そこまでの含みがないとここはできにくいと思います。そこで余り言えないでしょうけど、その辺も踏まえて所有者と相談をしながらこれから進めていくという流れを作っていきたいということ。そのための調査をしていきたいと。

下瀬俊夫委員長 いやいや、だから話が違う。今の話は。いわゆる空き家の所有者が自分の責任でやるのはそれ以上のものではないわけですよ。ただ、後から入ってくる人に対して援助する制度、リフォーム助成。これはま

た別の制度ですよね。いわゆる入ってくる人のためにやるわけですから。だから住宅リフォーム制度と基本的には同じですよ。それは今言ったように併せてやらないと利活用は進まないよという話です。そういうことでしょ。

三浦英統委員 先ほど同僚委員も条例の中に入れればという話も出ました。いろいろな補助金の関係も。ですが、別に作っても差し支えないですよ。よそは別に作っているから。補助金交付要領とか、いろいろな手法があると思います。そこら辺りを十分に協議会の中で審議して入れる方向で皆さん考えられるわけにはいかないのですか。先ほど言われたように検討するとおっしゃいましたが、そのようにいろいろな交付金要綱等作れると思います。それも協議会の中で担当課として提出するように十分検討してもらいたいのですが、いかがですか。

佐久間市民生活部長 今、言われたとおり、また協議会の中でその辺も含めて検討していきたいと思います。ただ、今回予算審議でもいろいろとありましたけど、新たな補助制度というのは当然庁内全体での合意形成も要りますし、企画の事務事業評価ではないですが、様々なクリアすべき問題はありますけど、担当課としてはその方向も含めて協議会で検討していきたいと思います。

下瀬俊夫委員長 それでは、10分まで休憩をします。11時10分から自由討議をしますので、取りあえず執行部はそれまで待ってください。いいですか。(発言する者あり) はいそうです。では休憩に入ります。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。それでは先ほどの条例改正について少し自由討議の時間を取りたいと思います。皆さんのほうから御意見がありましたら。

三浦英統委員 非常に国の法律によって、それを準用したような条例改正案でありましたが、非常に詳細について、なかなか入っていないということで、

今後のいろいろな問題、空き家の実態調査をするというようなことを当局が言っておったのですが、空き家バンクを作るにしても、壊すにしても、いろいろな諸条件のことが余り詳しく書いてない。ただこの実態調査を今度予算774万4,000円掛けて調査をするんですが、その後先ほど同僚議員も申しておったように、そのときに新たな条例を出すのなら、今回の条例改正は別に差し支えないと思うんですが。ここら辺りを再度聞いてみて、もう少し市民に分かりやすい、市民本位の条例ができるようにすべきじゃないかなと、このように思っております。以上です。

下瀬俊夫委員長 修正するわけですか、条例を。

三浦英統委員 今回は修正ではなくて、次にこの実態調査の後に、新たな市民本位の条例ができることを当局がどういう考え方を持っているのかどうか聞いてみて、じゃあやり変えますよということになれば、今回の条例については賛成してもいいなと。こう思っているんですが、それがないと。

下瀬俊夫委員長 それは口が裂けても言えんやろう、執行は。一遍これ出してやね、条例を、これをまた変えますなんて話はせんと思うよ。執行側は絶対言えん話でしょう。

三浦英統委員 言えんということになりやもう継続ですね。

下瀬俊夫委員長 それはだから議会が判断せんにゃいけん話だから。ほかに。

吉永美子委員 私はさっき確認したとき、協議会は計画を作った時点で解散になるかと思ったんです。そうなると条例改正にまた至るかなと思ったんですが、協議会はずっと続くということをおっしゃっていますよね。そうなると今度、空家等対策計画ができれば、ここが削除という形で条例改正かなと思ったんですが、第7条を見ると、総合的かつ計画的に実施をするということは、計画を策定するところ以降、いわゆるそれから先も使える条例になっていくので、このままの条例が、これから何十年行っていいのかなということは、とっても疑問に思います。と言うのが、やっぱり市民目線という部分でいくと、本当に言葉的にも協議会についても、もう少し、自治会という言葉までも入れなくても、もう少し市民が見て、分かる形、協議会をこんな人たちで専門的な知見を持つ人とか、何かもう少しこういう人たちで作って協議してくれるんだなど

か、分かりやすい形でしていただきたいという思いがあります。ただ一つあれなのは、先ほどだからこそ確認をさせていただいたんですが、7月以降に協議会を設置するというので、これは正に市民の生活に密着した条例になっていきますので、早く条例が制定しなければいけないだろうと。協議会を設置するためにですね。そのところが、どの時点で折り合いを付けて、きちんと条例が制定できるだろうかというところが、私は実は悩んでいるところです。

矢田松夫委員 私は市の責務と所有者の責務というのが、相乗効果がなければ今回の条例が効力を失うと。逆に言えば発揮できないということで、市の責務のところをもう少し、いわゆる石田さんが最初言われたこの13条をいかにして、市の責務に入れていくのかということがない限り、今度は第5条の所有者の責務に、これは反比例というか、ということにならないと思いますので、その辺をもう少し具体的な内容について詰めていかなければ、私は今回の条例については意味がないというふうに思っております。

石田清廉委員 この条例の改正文、今の状況では何のための条例改正なのか議員である私たちにも分からないし、市民の皆さんには到底理解できるものではない。ですから今までの条例がなかなか推進できなかったということから、それに加えて利活用ということを含めて、新たな条例改正をされるわけですから、もう少し条例文というのは、明瞭化、明確化できるものは、きちっとして、やはりなぜできなかったか、なぜ推進できなかったか、それを解決するための条文が要るんじゃないかというふうに思います。このたびのこの条例提案、改正提案については、私は今の段階では難しいんじゃないかというふうに思います。

小野泰委員 私はこの実態調査は、これから本来であれば地域の人を入れて進めてもらいたいと思いますが、今の話では業者に委託をするということですから、できるだけそういった形で地域がよく分かる人に入っていたいただきたいなと思っています。条例については、こう読んで、なかなか分かりづらい面もありますし、法とダブらんようにというような話もありましたけれど、もっとこの条例だけを見て、全てが分かるような条例にしてもらいたいなというのが一つあります。それと今からはこれからどう利活用していくのかということがメインになっていくんだらうと思いますので、その辺りもっと明確にしていくという方法も必要だと思いますし、必要な事項は規則で定めるとかありますので、そういうところでも

いいですし、もっともっと誰が見てもぱっとこう分かれるといいますかね、そういう明確な条例にしてほしいなということでもありますので、もう少し時間が欲しいなと思います。

下瀬俊夫委員長 なかなかすっきりした話がないんであれですが、どうしましょうかね。この議会で結論を出さないということであれば継続の手続きをして、直ちに調査に入ると。できるだけ早い時期に条例を、修正も含めてきちんとして可決をするという手続であれば、取りあえず今回結論を出さんでもいいというふうに僕は思っていますが、吉永さんが言われるように、直ちに協議会を開くというね、そして実態調査をしなくちゃいけないということであれば、どうなんでしょう、この夏ぐらいまでには結論を出さなければいけないかなと思います。何か御意見がありますか。

三浦英統委員 この新年度予算は、7月入札予定とこうなっているんです。

下瀬俊夫委員長 それは条例ができんにゃ話にならん。

三浦英統委員 だから7月の中旬から11月の中旬まで調査すると。これが遅れてくるようになりますいね。条例が通らんと。（「関係ない」と呼ぶ者あり）関係ないかな。（「確認されたらどうですか」と呼ぶ者あり）その辺よう確認してみんと。（「協議会が開けない」と呼ぶ者あり）協議会が開けん。そこらもちよっとあるし。それでないと、協議会が開けんちゆうことは、これが遅れるんじゃないかなちゆう気がちよっとしよるんですよ。

吉永美子委員 言われることはよく分かります。先ほどお聞きしたときに協議会設置して、その後実態調査で並行していくということを言われましたので、局長が言われましたようにこの点については確認が必要でしょうね。（発言する者あり）

三浦英統委員 条例は条例で通して、できれば要望が、今言う要綱とかいろいろなものを作れると思いますよ。そこら辺りを早急に作って出してもらうようなことができないものかな。住民要望に対するようなことができないものかな。

吉永美子委員 私が先ほど新たな今後条例というのは改正できるのかと聞いたところはもう一步突っ込めないのかということ聞いたのは、協議会を

開いて計画を作る。その中でこうしたらいいという施策が出てくる中で要綱にうたうようなことを書くという意味ではなかったわけですよ。ちょっと突っ込んで協力を支援をしていくというように条例が変わっていくことを期待したところがありました。でも今の答弁だとする感じはないし、そうなってくるとやはりある面、その部分についてはなかなか委員会として修正案のところで具体的なところは全く書けないのも当然ですけれども、もう少し先ほどからお話があったように委員会修正という形をするのであれば、言葉的にもうちょっとこのように具体的に書くという、いわゆる条例の文章というところでなりますよね。だから委員会としてどうするかというところを選択しなくてはいけないでしょ。継続にしてその間に調査するのか、私たちが皆さんから意見が出たものを集約して少なくともこの文章はこう変えるべきであるということで委員会修正案を出して本会議で皆さんに諮っていただくというどちらかを選択を委員会としてしなければならないのではないのでしょうか。

下瀬俊夫委員長 実には条例提案をされてずっと説明を聞いていても県下の状況を踏まえていろいろなところを調査されたと思います。それを踏まえた条例提案になっているけど、実は県下で余りこの利活用が進んでいないわけですよ。それはなぜかといったら、さっき言ったけど住民を巻き込んでいくという仕組みが実はほとんどないわけですよ。行政の姿勢の中に。だから最初から自治会長は排除という形になっているわけですよ。特にこの空き家バンクを含めて空き家をどう利活用するかという発想の中に住民との関わりがきちんとないと僕はうまくいかないだろうと。だから条例を作るだけだったらこの条例でもいいけど、実際にこれを動かすためにどうするかというところがもともとの発想としてなかったら僕はやはりなかなか難しいかなと思っています。だから今回、部長も次長も退職されるので、取りあえずこの条例を提案して通してほしいという意味は実は分からないわけではないけど、それで本当にいいのかなというのが僕の率直な気持ちです。

矢田松夫副委員長 今回のたったこの何ページかをぽんと出して、特措法ができたからとこれしかくれなかったけど、前回は物すごく資料をくれて、例えば僕らが質問した内容に定義の説明というか、それを出さないから余計に質問する時間が今まで掛かったというか、朝9時から。そういう資料もなかった今回。非常に不親切というか。いやいや、本当よ。この前、これは僕がずっと持っているけど、例えば山陽小野田市空き家条例適正管理にする条例素案というのをくれて24年6月15日、全部

説明した。さっき石田委員が言われた13条の関係も、「所有者等を支援することができることについて定めています。指導の際には技術的な相談にも応じ、適切な管理が実施できるように所有者等を支援する」と説明ができていたわけよね。質問しなくてもよかったよね、さっき。そういうものないわけ。特措法ができたけ、うちも作れというような感じやね。今回。

下瀬俊夫委員長 だからどうするのかと、その先を言わないと。

矢田松夫副委員長 だから修正。

下瀬俊夫委員長 だけど今すぐ修正はできない。それは。

三浦英統委員 附帯決議はどうか。というのが今までも市民という感覚がなかったと。答弁の中で余り。そういう関係で皆様方が言われたことを附帯決議として出して、執行してもらおうというようなことでどうですかね。

吉永美子委員 やはり附帯決議はちょっと弱いかなと思います。条例の文そのものがこれでいいのかというところがあるわけですから、条例としてはいいけれど、今後このようにきちんとやってねというのとはちょっと違う気がします。やはりちょっと附帯決議はそぐわないような気が私します。

下瀬俊夫委員長 そろそろ結論を出しましょう。

石田清廉委員 委員会で例えばこの改正条例文について、このような文面、条文を付け加えてほしいという提案はできるわけでしょ。

下瀬俊夫委員長 できますよ。

石田清廉委員 そのためのタイムリミットがいつまでかということもあるでしょ。

下瀬俊夫委員長 タイムリミットそのものは、僕はそんなに考えなくてもいいと思います。

石田清廉委員 いらぬですか。だったらその方向で委員会として提案条文を、

これとこれは付け加えてくれと。いわゆる附帯決議ではなく直接条文を。

下瀬俊夫委員長 だから少なくとも次の6月までは、まだ少し時間がありますので。

石田清廉委員 そういう意味では継続審議になってということですかね。

下瀬俊夫委員長 どうする。それでいくのであれば、ここで一定の方向を出さなければならない。(発言する者あり) いやいや、だから協議会のメンバーの問題もあるわけでしょ。

三浦英統委員 先ほど協議会のメンバーも各層から出るようになっていた。自治会も検討するとういうことですので、僕は附帯決議でいいのではないかなと。ちょっと弱いと言われるけど、当然弱いと思いますよ。ですが、一応皆さんの今まで言われたことを附帯決議として行政に出すと。そしてそれを実行してもらおうということでもいいのではないかと思いますけどね。

下瀬俊夫委員長 だからこの条文でいいかどうかというのが今の議論になっている。よその条例のように具体的に協議会のメンバーを列記するとかいう話だったら、今の話は具体的になるわけですよ。委員会修正でもできるわけですよ。この部分はね。だからもしあれだったら6月までに結論を出すというぐらいでこの委員会の腹づもりでおるということであればそれまで継続、次の定例会までに継続するというにしておけばいいのではないですかね。

三浦英統委員 継続にした場合に、あくまで継続だから今言われたように新たに条例を作り変えてこちらから提案すると、こういう継続になるのか。

下瀬俊夫委員長 委員会修正。

三浦英統委員 委員会修正の継続になるのか。(発言する者あり)

下瀬俊夫委員長 今言ったように、この協議会のメンバーというのは今後いわゆる空家条例の利活用を進めていくためにメンバー構成というのは物すごく僕は重要だと思います。それをきちんと明文化するということが一つの継続審査の理由にはなると思います。

吉永美子委員 先ほどちょっと基本理念というところでお聞きしましたが、理念条例だっておっしゃいましたが、やはり本市のこの空き家について、きちっと管理でき、かつ利活用を進めるという思いを、ちゃんと理念としていわゆる条例の中にどういう思いでこのたびの条例を作り、そして進めていくんだというその基本理念はいただきたいなというふうに私は思っています。

下瀬俊夫委員長 それは何、第1条ですか。

吉永美子委員 じゃなくて、基本理念という部分をきちんと明文化をしていただきたいなっていうふうに私は思いました。(発言する者あり)

下瀬俊夫委員長 いやだからそれは今、先進地を含めて調査せんといけんわけですよ。ちょっとどっかで腹決めんとなかなか先進めんので。副委員長、どうぞ、提案してください。

矢田松夫副委員長 そもそも論で言っちゃいけんけど、何ていうかね、現条例で何でいけんっていうんかいね。特措法ができたから新たに作り変えるっていうのは分かるんだけど、あえて現条例を簡素化したことが僕は問題と思うわけ。だから簡素化して分かりにくくなったというか。それも今までの議論の中で出たわね。だから現条例に特措法を組み替えたような条文を作っていく修正というのはできんのやろうか。

下瀬俊夫委員長 え、現条例に。これじゃいけんの。この提案された条例じゃ。

矢田松夫副委員長 難しい。

下瀬俊夫委員長 いやいや、だからこれを修正するわけよ。条例を。だけど現条例を修正する話とはちょっと違う。(発言する者あり) いやいや、だからいずれにしてもこの提案された条例を修正するんなら修正するということでね、現条例ではない。この今提案された条例を。(発言する者あり)

石田清廉委員 今のこの改正文案の、第8条の協議会のところ、これはこれだね、項目としてあるからこれを少し付け加える文章がもう少し内容的な構成について付け加える文案とそれから支援策、補助策といいますかね、これを推進するための少し具体的な支援策について項目を付け加える、

その辺りの条文を付け加えていただくことと、先ほどから向こうが説明した特措法に重複している文案は省いているような言い方をされますから、それを少しこの改正文の中に重複してでも載せるように明文化する、これを加えることが条例文の委員会としての改正、基本的なスタンスだと思います。

下瀬俊夫委員長　それが目的ですね。今、石田さんから提案があったように、提案された新しい条例改正のですね、この案文を少し委員会として明文化をすると、幾つかの点でね。そこら辺を目的にした、取りあえず委員会修正のために継続にするという手続をするということでもいいですか。

三浦英統委員　今議会じゃできんの。21日の日に、新たに。

下瀬俊夫委員長　今から調査するの。

三浦英統委員　いや、それ入れるだけなんやろ。今、言ったこと。(発言する者あり) 文面だけやったらすぐできるよね。

下瀬俊夫委員長　簡単にできんやろ。(発言する者あり) いやだから最初に読み上げられた文章というか、メンバーは、基本的にはこの特措法の中の7条1項ですか、この中に書いてあるわけですよ。その部分しか言わなかったわけね。だからそこら辺が若干心配ではあるということですよ。(発言する者あり) いや1項の中にあるというのはあるけどね。だけど今言ったように執行が提案された話にはなかったわけだから。だからそれをこの委員会としては明文化したほうがいいと言うのであればね。(発言する者あり) そうですね。じゃあその2点ぐらい、いいですか。あと、執行部来ますんで、その問題についてきちんと質疑をした上で、そこで判断をするということですね。いいですか、答弁によって。それでは5分休憩して執行部入れます。

午前11時38分 休憩

午前11時43分 再開

下瀬俊夫委員長　委員会を再開します。今、自由討議で2点ほど委員のほうか

らですね、疑問が出されました。1点はですね、現条例よりも後退をしているんじゃないかという点ですね。これが一つ。2点目はですね、この協議会のメンバー、協議会そのものが、今後この条例が実際に利活用されるかどうかというね、動き出すかどうかという大変大きな役割を持っていると思っていますが、地域住民との関わりが見えてこないということで、この2点について議員から疑問が出されました。ここら辺のことがきちんとできなければ、できれば委員会で継続にして、最短の次の定例会ぐらいに委員会修正をしたらどうかという案も出されています。そういう点で今の2点について、取りあえずまず御答弁をお願いしたいなと思います。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 支援についての後退でございますか。

下瀬俊夫委員長 はい。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 いえ、支援についての後退、これはあり得ない。利活用も含めてこのたび、今までの老朽空き家とそれからその対策とその後の利活用、これを含めての御提案でございますので、後退ということは、私どもは考えておりません。

下瀬俊夫委員長 いやいや、だからね、考えているかいらないかじゃなしに、議会審議で皆さんが理解できるような説明がきちんとないとやね、それは話としてはなかなか先に進んでいかないわけですよ。いやいや、あなたが何ぼね、後退ではありませんというだけでは駄目なんですよ。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 それは第4条で市の責務がありますが、そこで空家等の適切な管理及び活用、促進等に関する必要な施策を実施しなければならないということなので、後退ではないと考えております。

石田清廉委員 後退ではないということで、現条例と比較しても、現条例も同じように必要な施策を実施しなければならない、新たな改正案も同じように活用促進に関する必要な施策を実施しなければならない、より突っ込んだ施策を実施しなければならないというのが見えないから後退というふうな表現になったのかも分かりませんが、その辺りはどうなんですかね、今までの現条例で進まなかった部分をより具体的にこんなことを市の責務として取り上げますよというのがもう少し見えないのかなというのは皆さんの意見だったと思いますけど。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　その右側の現在の条例と比べて見ていただきたいんですが、1行目の最後から活用促進等に関する必要な措置、今まではそういう活用とか入っておりませんが、このたびは入れておりますし、それを空き家等の計画の中で進めていこうということを先ほどから申しておるところでございます。

吉永美子委員　先ほどの実態調査なんですけど、これは条例の制定とは関係なく、平成29年交付税を使って実態調査を業者に委託してされるということですよ。この条例とは関係ありませんよね。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長　いつこの条例が通るかという形によるんですけども、一応実態調査は新しい情報で調査するというふうに考えておりますので、もし遅くなるのであれば調査内容が古くなってはいけないので、できれば新しい情報でということと並行して行いたいというふうに考えています。

下瀬俊夫委員長　いやいや。気持ちの問題じゃないっちゃん。条例がなくても予算が通るわけだから予算通ったときに実態調査の動きができるんですかって話ですよ。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　それはやっていきますし、やっていかないとこれは県のほうにもこれはお話しているところでございますので、それで骨格予算で挙げさせてもらったものでございます。

吉永美子委員　ということはこの条例とは関係なく、先ほど順番としては協議会設置して、実態調査をして並行してやっていくんだとおっしゃったんですけども、実態調査は当然協議会とは別で独自で予算が通りさえすればできるということとで思わせていただきます。それから先ほどの条例の今後の展望なんですけど、今後協議会設置して計画が策定されて、その計画の下に実行が始まっても、条例は改正をする予定はないと。私は計画を策定するということでの7条であれば、いずれにしても条例改正しないと7条が終わってしまうだろうと思ったんですけど、この後に計画を定め、そして総合的かつ計画的に実施をするということは実施するまで入っているんで、これから新しい条例の下で利活用と適正管理を進めるということとで思わせていただくということになります。それと併せてお聞きしたかったのが、ここで先ほど理念条例と言われましたけど、そうい

うふうに今後これから何十年この条例の下でやっていこうというお気持ちであればなおさらのことですけど、市としての基本的な思い、要は基本理念というのをなぜこの条文の中に入れられなかったのかをお聞きいたします。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 理念と申しますか、市の責務のところでは十分市の意気込みは示していると思いますし、対策計画の中で、それはこの条例の運用について、運用についてはそちらのほうで定めていくようにしていきたいと考えております。

吉永美子委員 当然他市の状況を調査していかれる中で基本理念をうたってあるところがあったはずなんですよ。なかったんでしょうかね。基本理念をうたっておられたりして、そこって結構大事なところではないかと思うんですけども、今後空家等対策の推進ってありますが、どう推進していく思いであるのかと、要は市の責務ではないんですよ。市としてどう思っているのかという、どういう理念の下で行っていくのかというところの理念がうたってないから、うたわれるお気持ちはなかったんでしょうか。ほかはうたっているところありますけれどもとお聞きしているんです。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 それは条例改正案の中の目的第1条ですが、そこで私どもの理念といいますか意気込みは感じ取ってほしいと考えております。

吉永美子委員 だからよそを調べられたんでしょ。その中で基本理念うたっていたところなかったんでしょうか。目的と基本理念別じゃないですか。その基本理念っていうところを全く考えられなかったということですね。条例作るときに全く思わなかったということですね。分かりました。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 私どもいろいろな市の状況を調べたんですが、今おっしゃったとおり基本理念のことについては、条例でうたっていたところはないので、私どもはこういう目的の中でそういう気持ちを込めたということです。

吉永美子委員 だから調査した中にはなかったということですね。調査がちょっと足りませんでしたね。そう思います。

三浦英統委員 先ほど来から第7条と8条ですか、ここら辺りでもう少し市民のためにとこういうような先ほど自由討議も出たんですけどね、これ何ですか、調査の後に要綱かなんか別個に作られる考え方あるのかなのか。要綱というかこの条例に対してこういうことをまだもう少し。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 新条例案の7ページですね、第11条ですが、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。規則等で詳しい部分は規定していきたいと考えております。

三浦英統委員 この11条の必要な事項を規則で定めるということで、どういふことを定めるように計画していらっしゃるのか。

亀崎生活安全課主査 協議会の会議の運用などについて定めるようにしております。協議会の会長及び副会長とあと協議会の会議の出席者、過半数以上いなければ開くことができないとか、あと守秘義務…

下瀬俊夫委員長 それは案があるの。

亀崎生活安全課主査 あります。

下瀬俊夫委員長 あれば一緒に配ったほうがいいよね。

亀崎生活安全課主査 まだ案の状態でありまして、市のまだ決裁も取れてない、今から可決後に決裁を取りたいと思っておりますので。今すぐにはお見せすることは申し訳ありませんが。

下瀬俊夫委員長 できないわけですか。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 それと規則等になるんですけども、計画を定める中でどういう計画をしなければならぬということで補助事業とかが出てくるようでしたら、また別には定めないとはいけないのかなと思いますので、まずは計画を定めて細かいことは規則等で定めていくという形になると思います。

三浦英統委員 それはいつ頃出せるんですか、もしそういうことが分かるっていうことになれば。

下瀬俊夫委員長 条例が通らんと、出せんやろ。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 計画ができるのが平成30年の9月と予定しておりますので、それまでにはどのような施策をしていくのかというのを計画の中で盛り込んだものを出せると。そうして計画の中で定めて必要な補助要綱等を定めていくことになると思います。

亀崎生活安全課主査 規則は条例改正可決後に速やかに決裁後お見せさせていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員長 だからその条例の施行規則の中にメンバーの内容についてをうたうんですか。

亀崎生活安全課主査 規則の中でうたうようにしたいと考えております。

矢田松夫副委員長 さっきの第4条ね、第4条で支援について後退じゃないかと、そうじゃない第4条にこういうふう書いてあると言われたんだけど、必要などいうところなんですよ。逆に言えば必要でなければということも考えられるわけいね。どういうふうに判断するかと。それは協議会で判断するんだとこういう言い方でしょ。違うの。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 当然協議会の意見も参考にして市が決定するということです。

矢田松夫副委員長 じゃあ協議会ですよ、協議会の中がA、B、C、Dに分けた場合ですよ。資料もらったいね。これA、B、C、D分けるんでしょ、協議会が。違うの。この中でこういうふうにしてA、B、C、D分けるんだけど協議会の中で利活用すればいいですよと、こういうふうに判定下るということもあり得るでしょ、ないの。これ全く更地にせえとか、A、B、C、DやったらA、B、C、Dを付けるだけになるん。あとの具体的な対応施策というんか、いわゆる必要な策を講じる、必要な施策を実施する、しなければならないというふうにもし出た場合よね、市の責務イコール協議会の責務になると思うんだけど、じゃないの。協議会に権限を委嘱した場合ですよ、違うの。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 協議会はあくまでも協議会であって、協

議会の中の意見を参考にして市で決定するわけでございます。

矢田松夫副委員長　ということは市のほうが上位やね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　当然です。

矢田松夫副委員長　その中で例えばさっき言ったリフォームやないけど、利活用ね。古民家というんか。そうした場合どうなるの。次に行く場合だつてあるよね。ここの施策を実施しなければならないって。活用促進、それはあり得るの。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　それは協議会の意見を聞いて市で決定するわけなんですけど、その後実際にやるものについては市の実施計画のほうに挙げて進めてまいります。

矢田松夫副委員長　ですからそれができるんですか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　実施計画に挙げればできます。

吉永美子委員　先ほど基本理念というところで申し上げたとき、私が調べた中で両方とも載っていたのは京都市と篠山市なんですけど、京都市にあつては定義の中にうちは市民等しかうたっていませんが、事業者もうたい、また自治組織とか市民活動団体等とか具体的に出しておられるんですけども、もう要は全部市民等ということのうちは一くくりで事業者とかそういう、要はいろんな団体があられますけど、市民活動されている、登録もされてそういった方とかとまた地域住民という部分では自治会とかも入ってまいりますけど、そういったとこ等の連携という部分というのはあんまり考えておられないということですかね。

下瀬俊夫委員長　若干延長をしてできれば可能な限り審査を進めたいと思いますので。

井本市民生活部次長兼生活安全課長　行政でありますから市民と共同してやっていくのは当然でございます。基本的な考えはもう共同でやっていくというのが基本的な考え方でございます。

吉永美子委員　先ほどから申し上げていますようにこういった空き家の問題と

というのは、住民と一緒にやっていかなければほんとできない、進めていくことができない条例ですから、なおさら言葉等についても市民が読まれてきちんと理解していただけるようにというところは、もう少し努力していただけるようにというところはもう少し努力していただけるとありがたかったなと思っているわけなんです。それで先ほど言いました市民等というところで事業者も自治会も市民活動団体も全てが含まれると行政も思っていて、そこはどこまで本当にそういう団体さんとか事業者さんにまで響きますかね。行政は市民等で一くくりでしょ、事業者も市民活動団体が一杯ございます。そういう団体との連携とか、自治組織との連携とか、ふるさとづくりもありますけども、そういったところについては全く一言も触れない。市民等で終わっているわけですが、その辺について協議はなかったんでしょうか。もう少し具体的に掲げるべきではないかという協議はなかったんでしょうか。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 具体的な協議はしておりませんが、そういうことも含めて私どもは考えております。

吉永美子委員 考えておられるのはとてもいいことなんですけど、考えておられただけだったらじゃあ何のために条例がこうやってちゃんと作ろうとされているのというところで、その考えを言葉できちんと入れないと、市民には響きませんよね。事業者にも響きませんよね。活動団体にも、市民活動団体にも響きませんよね。

井本市民生活部次長兼生活安全課長 それは運用の中で当然やっていきますが、条例の中にそれを全て書き込むことは想定していなかったですよ。

石田清廉委員 全てを書き込めとは思ってないですけども、この条例改正の主な中に一つは利活用ということも含まれているわけですから、その辺りの姿勢が言葉であんまり表れていないと。例えば特措法でいう13条にはちゃんと空き家など及び空き家などの跡地の活用という13条を設けています。更に特定空家などによる措置という文書もうたわれているんですね。全てを書けとは言わないけど、市民の皆さんがこの条例改正は何なのかと。どれが一番メインなのかというのが分からないと言っているんですよ、私たちは。これ何を改正しようとしているのか分からない。効果的にとそんな言葉が書かれても、それで市民の皆さん理解できると思いますか。

下瀬俊夫委員長 堂々巡りになるよね、話が。どうする。一般会計が今日は実はそんなに長く掛からんのですよ。一般会計が終わった後、引き続いてやるかどうかですよ。(発言する者あり)じゃあ3時まで延会ということでもいいですか。(発言する者あり)じゃあ今からちょっと市民課をやって、いいですか。3時から継続して。もう少し話を詰めましょう。しばらく休憩します。

午後0時 休憩

午後0時5分 再開

下瀬俊夫委員長 民生福祉常任委員会を再開いたします。引き続き議案第37号、山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての審査に入りたいと思います。それでは執行からの説明を求めます。

長井市民課長 議案第37号、山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について市民課より御説明申し上げます。現在、小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局において住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っておりますが、この取扱期間が平成29年3月31日で満了するため、期間を延長し、指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。延長後の事務の取扱期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間とし、取り扱う証明書の種類はこれまでと同じとします。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

小野泰委員 特に問題はないと思います。一つだけお伺いしたいのは、取扱件数はどの程度、本山、有帆、それぞれ取り扱っておられるのか、お願いします。

長井市民課長 取扱件数は28年度の今までの実績でよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)28年度2月末までで、本山郵便局が102件、有帆郵便局が103件でございます。

吉永美子委員 これは何時から何時まで郵便局は受け付けていただけるんです

か。

長井市民課長 午前9時から午後5時まででございます。

矢田松夫副委員長 個人情報を含めての教育、訓練は十分にされていますか。

長井市民課長 法律でも決まっておりますが、事務を取り扱う職員の方と請求者の方以外には個人情報が漏れないようにとか、専用のファックス装置を使うようにということが決められておりますので、その辺りはきちんと守っていただいていると考えております。

下瀬俊夫委員長 マイナンバーは記載されるんですか。

長井市民課長 マイナンバー入りの住民票の取扱いはございません。

下瀬俊夫委員長 取り扱う職員が非正規とか交代するとかいう場合はどうなんですか。

長井市民課長 交代等を届けていただいたりということまではしておりませんが、協定書にもうたっておりますので、郵便局のほうでふさわしい人物を選んでいただいていると考えております。

下瀬俊夫委員長 郵便局任せということですね。

長井市民課長 はい、そうです。

下瀬俊夫委員長 実態は分かりますか。どういう職員が取り扱っているかというのとは。

長井市民課長 申し訳ありません。実態は把握しておりません。

下瀬俊夫委員長 協定があれば、基本的にほとんど拘束されるというふうにご考慮いただけますか。

長井市民課長 はい、そう考えております。

矢田松夫副委員長 有帆も本山も最高責任者が局長ですよ。局長が不在の場

合は誰にするとか、第一人者は局長というふうに必ず明記をされておりますが、そういう確認はされておられますか。いわゆる立会です。立会しながら事務をやるとしますので、そういうことの確認はないですか。

長井市民課長 申し訳ありませんが、郵便局での事務体制については把握しておりません。

矢田松夫副委員長 先ほど個人情報を守るというふうに言われましたけれど、どういうふうを守られているかという実態調査ができていなければ、個人情報が守られているという返答はなかったと思うんです。そういうところを少し確認されたほうが、一番大事な住民票とか戸籍抄本、謄本ですから、そういうところは確実に業務をやっておられるのかどうなのか、是非お願いします。これは要望です。

下瀬俊夫委員長 庁舎内でも市民課の窓口は守秘義務の問題が非常に厳しいところですよ。議員に対しても一般職員に対しても、大変厳しい対応をしているんですが、民間にどんどんこういう話が流れていってしまうと、そこら辺がかなり曖昧になってくるわけですよ。片方では厳しくしている格好をしながら、片方では緩やかになっているというか、そこら辺が個人情報を取り扱っている行政機関として、どこまでチェックができるのかというのが、矢田委員も言われましたが、そこら辺がかなり心配なんですね、僕らとしては。今言われたように実態調査はされていないということなんですが、ちょっとそこら辺についても、大事な問題なので、行政として立ち入って調査が必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

長井市民課長 おっしゃるとおりだと考えますので、新しい4月1日からの協定というときに、その辺りの実態も郵便局に伺いたいと思います。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑を打ち切ります。議案第37号の討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。午後3時からこども福祉を先にやりま

す。

午後 0 時 1 5 分 休憩

午後 3 時 再開

下瀬俊夫委員長 引き続き議案の審査に入りたいと思います。それでは、議案第 3 2 号山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定についての執行部の説明を求めたいと思います。

川崎こども福祉課長 議案第 3 2 号、山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について御説明させていただきます。これは、現在、市が設置し指定管理委託により運営しております、山陽小野田市心身障がい児簡易通園施設なるみ園について、平成 2 9 年 4 月から児童福祉法に定める児童発達支援を行う児童発達支援事業所として、県の指定を受けて事業を行うため、これに必要な事項を定める条例を制定するものです。お配りしている資料を御覧ください。まず、この事業の沿革と現状について御説明します。昭和 4 7 年に国が在宅の障害児に対する育成の助長を目的として、心身障害児通園事業と、心身障害児簡易通園事業を制度化しました。そして昭和 5 0 年に本市において、この心身障害児簡易通園事業を行う施設としてなるみ園を開設いたしました。開設当時は県から 2 分の 1 の運営補助がありましたが、平成 2 3 年度以降は制度改正により県の補助は廃止されました。また、平成 2 4 年の児童福祉法の改正により、障害児を対象とした施設、事業は児童福祉法に一本化され、児童発達支援と位置付けられています。このような中で、現在、なるみ園は施設として法的な位置付けを持たず、施設の設置根拠は市条例によるものとなっています。また、施設の運営経費は、平成 2 3 年度に県の補助が廃止されてからは、全額が市の負担となっています。次に条例制定の目的は、このたび、なるみ園を現在の法的根拠を持たない施設から、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援事業所として位置付けて事業を実施するため、新たに設置条例を制定するものです。この条例の制定に伴い、既存の施設条例は廃止いたします。次に、法定施設となる必要性です。法定施設になるには、事業者は県の指定を受けることになりますので、規定に沿った設置、運営基準が明確化されることにより、現在実施している利用者本位の目線に立った、療育の質の向上、きめ細

かいサービス水準というものが明確に位置付けられ確保されることになります。また、運営費は、法定施設としての報酬を受けることになります。この報酬のうち市の負担は4分の1ですので、これまでの全額市の負担と比べると、年間で約1,900万円、市の負担が軽減する見込みです。次に2ページを御覧ください。移行する児童発達支援事業所での事業内容は、これまでと変わらず、施設を利用する障害児やその家族に対し、身近な療育の場として支援を行うものですが、併せて現在も行っている地域の障害児やその家族への相談支援、また、障害児を預かる保育所等の施設への援助、助言などの地域支援も継続して実施していきます。次に、利用に関する変更点ですが、法定施設となることにより、利用者は障害児通所給付の支給決定を受けることになります。また、法に基づき、利用サービスの1割を負担する必要がある、所得に応じた月額上限が設定されています。これらについては、在園児の保護者及び29年度入所予定の保護者の方全員に御説明し、御理解をいただいております。議案にお戻りいただき、お示ししている条例の規定内容でございますが、第1条から5条までは、設置における名称や位置、定員、事業内容、通所資格を規定しております。次のページの第6条以下は、利用者負担金、利用の制限、指定管理者等、必要な事項について規定しており、条例の施行日は平成29年4月1日としております。以上でございます。

下瀬俊夫委員長　それでは委員からの質疑を受けたいと思います。

矢田松夫副委員長　円滑に支援事業をする支援員というのは何名ですか。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長　支援については現在5名体制で行っております。指導員が5名ということです。

吉永美子委員　ちょっと教えていただきたいんですけど、平成24年に国が児童福祉法を改正したということですよ。この条例制定がそれから5年後の平成29年4月になったのはなぜですか。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長　市内に似たような障害者に対する施設としてまつば園、みつば園、のぞみ園というものがあります。これらについては平成24年度に法定化を終えております。これらの施設につきましても、のぞみ園はちょっと違いますが、まつば園、みつば園については法的な位置付けがあって、法律が変わったときに法定施設に移行

することが義務付けられていた施設でございます。なるみ園につきましてはもともと法的な位置付けがなく、平成24年に児童福祉法で児童発達支援事業所が位置付けられた際も、義務的に法定施設に移行する必要がなかったという状況でございます。しかしながら、実際には心身障害児簡易通園施設に対する県の補助がなくなった平成23年度以降、法定化を目指して指定管理者との協議を重ねてまいりましたが、移行する施設の種類の選択とか、定員の見通しがなかなか立たなかったというようなことがあります。今回のタイミングでの法定化、条例提出となった状況でございます。

吉永美子委員 今回、児童発達支援事業所にするに当たっては、定員のこととか、これまでの指定管理者とのやり取りとか、それに数年掛かって、今回できるような体制が整ったということですね。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 おっしゃるとおりでございます。

吉永美子委員 これも教えていただきたいんですけど、2ページの利用に関する変更点ということで、利用者負担はこれまで幾らだった人が幾らになるとかというのは出ておりますか。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 これまでの施設につきましては法的な位置付けがなく、条例を根拠としていたということもあります。利用者負担は基本的にゼロでございました。このたび法定化するに伴って、法律や施行令に定められた利用者負担額を新たに負担していただくということになります。具体的には実際に利用するサービスの費用のうちの1割が本人負担ということになっておりますが、月額で上限が定められておまして、市民税課税世帯の場合が月額4,600円。市民税非課税世帯と生活保護世帯は自己負担がゼロ。市民税所得割が一定額を超える方、具体的には28万円を越える方については月額3万7,200円という上限額が発生してきます。ただし、最初に申し上げたサービスの1割というものを考えますと、大体1日利用した場合の利用者負担額が600円から700円ぐらいというふうに計算しておりますので、月に20日利用したとしても、1万4,000円程度なので、3万7,000円に達するということは、よほどのことがない限りはないのではないかと考えております。

下瀬俊夫委員長 今回の負担ですよね。この表でいけば何人ぐらいいるか分かり

ますか、現状。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 具体的に何人というのは、現時点で見えてはおりませんが、来年度の予算を立てるに当たっては、非課税世帯を5世帯、これは利用料ゼロです。それから市民税課税世帯、4,600円の世帯を14世帯、それから最高額の3万7,200円の世帯を1世帯というふうな見込みで来年度の予算を立てております。

下瀬俊夫委員長 現状でいけば、1日600円とすれば月何ぼと言ったかいね。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 680円として月20日利用されたとしたら1万3,600円という計算になります。これが上限額3万7,200円の方については、この金額ということで、それ以外の方はゼロか4,600円ということでございます。

下瀬俊夫委員長 これだけ負担が掛かってくるわけですよ。これについては基本的に了解を得たということですか。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 今年度の時点でなるみ園に通園しておられて、来年度も継続して通園を希望される方、現在、通園者全員の方に対しまして説明会を2度、昨年時点で開催をしております。そこで説明し、基本的には了承をいただいたというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 全員ですか。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 全員でございます。それから、ここには載っていないですが、多子軽減の制度もございまして、児童発達支援事業所に同じ時期に通う第2子以降の方については、その上限額が1割ではなくて5%、第3子以降につきましては自己負担ゼロというような多子軽減の制度もございます。

下瀬俊夫委員長 そういう方はいるわけ、第3子も預けるような。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 現時点ではいらっしゃらないと思います。

川崎こども福祉課長 今の多子軽減で第2子、第3子の算定に当たって、第1

子は一般の保育所とか小学校であってもよろしいので、その辺きちんとまだ把握はしておりませんが、該当になる方はいらっしゃるかと思います。

下瀬俊夫委員長 2子までね。2子はあるわけですか、3子はいないということですか。

川崎こども福祉課長 現時点では第2子まではいらっしゃいます。

下瀬俊夫委員長 1ページのほうで、療育の質の向上、きめ細かいサービス水準が確保されると書いていますが、どういうふうなサービスが改善されるのか分かりますか。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 現在のなるみ園は、先ほどから申ししておりますように法的な位置付けを持っておりませんので、どういう療育をしていくかということは条例で定められております。条例の中では事業内容を心身障害児の障害の特性に応じ、日常生活に必要な基礎的な技術習慣態度の養成及び団体生活への適応訓練を実施するという内容で定めておりまして、指定管理者がこれに基づいた療育を行っているところです。さまざまな療育を行っているんですが、平成29年度に施設が児童発達支援事業所となった後も、基本的には現在行っている療育を行っていくんですが、法定化に伴いまして、利用者は市の認定を受けないといけないんですが、その際に事業者が作成する個別支援計画というものを事業者に作成してもらう必要が出てきます。なるみ園はこれに沿った療育を行っていくこととなります。個別支援計画は個々の発達に応じて適切な行動やスキルの習得を促すことを目的として個別に、その方に応じた目標を立てるものでありますので、これにより療育を行う前に計画を立てて、それに沿った療育を行っていった、途中経過を見ながら、また改善していくという、いわゆるPDCAサイクルを取り入れて、療育を行っていくこととなりますので、そういった意味でも今まで以上に個人の状況に応じた、効果的な療育を行うことができるようになるというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 具体的には分らんね。何が変わるかというのは分らんわけね。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 今やっただけしている療育も、か

なりすばらしいものというふうに原課では思っておりますので、基本的にはこの内容に大きく変わることはないというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 指導員の資格に変更はないわけですね。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 現在の体制と変更はございません。

下瀬俊夫委員長 体制じゃなく資格。

別府こども福祉課主査兼子育て支援係長 指定を受けるに当たっての基準というのが定められておまして、指導員又は保育士という資格でございますので、これが法定化によって変わるということはありません。

下瀬俊夫委員長 いいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。議案第32号、山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。引き続いて議案第31号、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めたいと思います。

兼本障害福祉課長 それでは議案第31号、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。この条例は、障害福祉サービス事業所まつば園とのぞみ園の設置条例であり、条例の第3条の中で、事業所が行うべき業務を定めています。裏面の新旧対照表を御覧ください。今回の一部改正は、第3条（業務）のうち、のぞみ園に係る業務第2項を改正します。従前の業務に、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を加えます。また、第3条の改正により、第5条（利用者）の利用要件も併せて改正することになり、第5条第2号の条文に「及び障害児相談支援サービス」を加えます。条例の改正部分は以上ですが、お配りした資料に添って少しのぞみ園の事業について説明させていただきます。まず一つ目として、事業の沿革と現状についてです。昭和62年に他の施設に入れられない待機者の増加に伴い心身障害者福祉作業所のぞみ園を市が開設しました。この事業は社会福祉事業団へ業務委託の形態で運営されていきました。平成2

4年の法改正で、3障害の一元化、昼夜分離、地域移行の促進、利用者本位のサービスへと事業所形態が旧体系から新体系に再編されました。平成26年度から、のぞみ園は新体系サービスへ移行して定員20名で山口県の指定を受けて、生活介護事業を開始し現在に至っています。新体系サービスへの移行後の給付決定に当たり、障害者は、特定相談支援（ケアプラン）、障害児は、障害児相談支援（ケアプラン）というケアプランの作成が必須となりました。当時本市には、このケアプランが策定できる事業所がなかったため、平成26年度からのぞみ園の中に特定相談支援事業所を開所して18歳以上の障害者のケアプランを作成できる体制を整えました。そして平成29年度からは障害児のケアプランも作成できる体制としたいということが今回の条例の一部改正です。次に、条例改正の目的ですが、現時点では18歳未満の利用は76人で、市内1か所、市外6か所の相談支援事業所でケアプランを作成しています。これらの事業所は、障害者のケアプランも作成しており、これ以上の受入れが困難な状況であります。加えて子供を対象とした障害に関する一般相談についても市内に事業所がないことから、のぞみ園においてこれらの相談事業を開始して、身近な事業所で相談できる体制を構築することを目的としています。事業の内容は資料のとおりです。利用に関する負担金は、①②共に利用者は無料です。以上です。よろしく御審査をお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 御意見をどうぞ。ない。いいですか。（「特にない」と呼ぶ者あり）確認です。18歳未満は72人と行った。

兼本障害福祉課長 76人です。

下瀬俊夫委員長 いいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは意見がないようなので、質疑を打ち切ります。討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）議案第31号、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の議員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。お疲れ様でした。次が待っているんでね、皆さん。5分休憩します。30分から再開します。

午後 3 時 2 5 分 休憩

午後 3 時 3 0 分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開いたします。それでは引き続いて空家対策等の条例について審査を行いたいと思います。それでは執行部のほうで若干発言があれば。

佐久間市民生活部長 今まで御審議いただきましてありがとうございます。まとめといういろいろな意見がありまして、こちらの答弁もいろいろ御迷惑を掛けて、説明もうまくいかなかった部分もあると思いますが、一応まとめでもう一回整理をさせていただきたいと思います。まずは、今回提出しております条例の第 1 条に特別措置法に定めるもののほか市の空家等に関する対策の推進についてということで、特措法に定めるもののほかという表現を使っております。先ほど理念条例ということで何度か申し上げましたが、実質的には特措法を運用するための条例という位置付けだろうと訂正をさせていただきます。そのために法と条例で重複する部分は条例に入れていないという趣旨でございます。市民の皆さんがこの条例を読まれたときに、市の取組がこのままではなかなか見えてこない、そういう御指摘もありましたが市民にお示しするのは、条例も当然お示しするわけですが、先ほどからあります空家等の対策計画を市民の皆様にはパブリックコメントも含め、公表していくということで、そちらのほうで市民の皆様には市の空家対策についての推進の施策について公表していくというスタンスでございます。そしてこの計画そのものは 5 年に 1 度見直しを行うという基本的な計画となっております。そして法の中で市が計画を定めるときには、国の基本指針に即して定めなさいと法で定められております。その国の基本指針の中には利活用の促進、特定空家の除去等の支援策は重要事項であると記載されています。この点についても計画策定の中で協議を行っていききたいと。そして本市独自の取組も盛り込むことができればその中へ盛り込んでいくと。協議していききたいと考えています。それから協議会のメンバーにつきましては、先に述べましたとおり今後の新市長の意向もあろうと思いますが、現時点では先ほど説明した、知見者を中心に組織をしていききたいと考えております。今後更に詰めていくことになると思います。そして、自治会を初めとする市民の協働で空家対策の推進ということもありますが、実態調査につきましては、業務委託そのものは行わせていただいて、その後、

その結果に基づいて地域の情報、自治会長の情報等も当然頂くことがあろうと思います。現地調査そのものを自治会長に様式とかをお示して地図等に落としてくださいとか、そういうことをお願いするということが想定しておりません。今、総論を述べさせていただきました。市としての利活用、支援策など具体的な内容が現時点では見えてこないのですが、その辺も含めて今後詰めていくと、協議していきたいと考えております。お時間の関係もあろうかと思いますが、再度もし委員の皆様の方で逐条、一条一条再度確認したいということで御説明が必要であれば御説明をさせていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員長 もう、余り議論はしたくないのですが、一点ほど。施行規則の案というのは資料としても出せないということですか。

佐久間市民生活部長 まだ内部協議を詰めて、市長決裁も含めてですが、まだそういうことで、出せる状況にはないと。項目でいいますと、特定空家になった人たちへの通知、様式を定めているのが大半なのですが、特定空家になった通知とか助言、指導するときの様式。そして勧告、命令のときの様式、代執行を行うときのその辺の通知、広告の在り方とかいうことになる。それともう一つ協議会の運営について正副会長をどうするかとか、一般的なことを定めているのが規則であります。

下瀬俊夫委員長 問題はこの取扱いをどうするかという問題に少し議論をしたいということですか。

矢田松夫副委員長 少し訂正をされましたけれど、全体的に議論をする中で今回特別措置法ができたにもかかわらず、新たに出された条例改正案を見ると切迫感というか、これをもっとやらなくてはいけないというのが見えておらないと私は感じました。ただ単に特措法ができたから新しく条例を改正するという程度しか見えなかったということでもあります。私はそのように感じました。ですから何度議論してもまた元に戻りますので、取りあえず私はこの条例についてはもう少し検討する必要があると思いますが、どうですか。

佐久間市民生活部長 条例というかこちらの取組体制に切迫感がないという御指摘だったと思いますが、今まで私としては職員を見ている限り、決裁文書を見る限り、相当数の追跡調査を行うために他市への戸籍の調査とか現地へ赴く調査、様々な対応をしております。その中で管理が行き届

いていない空き家の除去に至った例もたくさんあります。切迫感がないというよりも、私どもとしてはこれまでの条例の中で精一杯やってきたし、今後もこの条例を可決いただければこの方針に沿ってやっていきたいという強い決意を持っております。

吉永美子委員 改めて疑問が出たので教えていただきたいのですが、この事業名というのが空家等対策の強化事業ということでよろしいですかね。この条例に関連するものが、先ほど言われた、一般会計の資料として出ている空家等対策の強化事業、ここに対象とあるのが、このまま放置することが不適切である空家等と書いてあります。ということは活用できるものではないと捉えます。このまま放置することが不適切である空家等といったら改修してまた活用ということにとてもじゃないけどとれないのですが、これまでの正に現条例、いわゆる適正管理の危ないものをちゃんとしようとか、そのような事業としか捉えられないのですが、その根拠となる条例が今あります条例、そして特措法となっているわけですよ。当然新条例はまだ可決していませんからここに載せられないわけですけども、対象というのがこういう感覚というのが利活用という思いにはこちらには伝わってこないのですけど、いかがですか。このまま放置することが不適切である空家等となっている、対象が、空家等対策の強化事業とあるけど、強化というのが適正管理プラス、利活用というように思っているのですが、そのための委員報酬とか協議会開催とか出てきていますよね。この対象というのはそれとはリンクしないのですか全く。それがちょっと見えなくなっているのを教えてください。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 そのように捉えていただいていますけども、このまま放置しておく、利活用せずに置いておくこのまま不適切になってしまうという、空き家も含めてという意味でそういう書き方をしていたのですが、あえて利活用ではなくて、利活用できるものも2年とかそのまま置いておくそれは利活用できない空き家になってしまうので、このまま置いておく管理不適切な空き家になるので、そういうものについて全て管理対象としていますという言い方で書いているのですが。

吉永美子委員 現在はきちんと住めるという空き家もこの中には入っているということですね。

吉村生活安全課課長補佐兼防犯交通係長 はい、そうです。ですので、今回調

査するのはまず空き家と思われるもの全てを調査しますので、この中でこれが使える空き家だというのは次の段階に入ると思います。全ての空き家と思われる、もしかしたらこちらから見ると空き家だろうと思っても実は人が住んでいる場合もありますし、空き家ではないと思っているものが空き家であるというのもあると思いますので、それを全てまず調査するのがこの実態調査で把握していくという、その中でこの空き家をどうしていくかというのは次の段階に入っていくので、その状態を見た上で協議会を開いて計画を作っていくという形を採ります。

下瀬俊夫委員長 もう議論をこれ以上やっても意味がないので、少し今後の取扱いをどうするかということで議論をして。

矢田松夫副委員長 さっき基本理念には触れなかったよね。やっぱり入れなければいけないと思う。まずは。

下瀬俊夫委員長 だから質問をやめよう。取扱いについてどうするかということで。（「ちょっと休憩しよう」と呼ぶ者あり）休憩、じゃあしばらく休憩します。

午後 3 時 4 5 分 休憩

午後 4 時 1 0 分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。一応協議の結果として、この問題は少し議論が必要じゃないかということになりました。取りあえず副委員長から提案をお願いします。

矢田松夫副委員長 午前中からいろいろ議論しました。何点か当委員会として更に検討すべき項目、あえて言わないといけないということはないんですけど、5点ぐらいありますので、検討する事項が、今日で結論は出ないということですので、継続審査ということに、この議案していきたいと思うんです。例えば基本理念を盛り込んでくれと言いましたけれど、執行部側のほうは、基本理念については条例に盛り込まないと、こういうことでありました。

下瀬俊夫委員長 余り具体的に言わないほうがいいと思う。

矢田松夫副委員長 二つ目は協議会作るんですけど、このメンバーについても私たちのほうは住民目線でメンバーを入れてくれということですが、これについても平行線。それから9条の関係もそうですけれど、その他必要な支援というんか、これが非常に分からないということで、入れてくれということでありましたけれど、これについても入れないということ。更には13条ですね。それら含めて今後、更に検討する余地が私たちにはありますので、項目ありますので、継続審査をしていきたいというふうに思っています。

下瀬俊夫委員長 それは動議だから、副委員長、動議でいいね。

矢田松夫副委員長 はい。

下瀬俊夫委員長 今、矢田委員のほうから継続審査の動議が出されました。これについて皆さんの御意見がありましたら。

吉永美子委員 やはり、もうちょっと委員会の中でいろいろ議論しましたけれど、協議して、もっと更にいい条例という形で作っていただきたいという思いがありますので、今の動議に賛成していきたいと思います。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。

石田清廉委員 同じような言葉になりますけれど、この条例改正に含まれる目的は、広い意味で定住人口とか、いろんなことが掛かってきます、まちづくりもね。そういう意味でもう少し、せっかく条例を改正するのなら、重みのある、きちっとしたものをもう少しということで、賛成いたします。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。今の矢田委員が提案をした修正動議について賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは継続審査ということになります。

した。この問題は今後、執行部とも議会側が意見調整をしながら、できるだけ早い時期に本会議に再上程するなり、意見調整するなりしていきたいというふうに考えておりますので、決して落胆をしないように、いいものを作っていくということで、お互いに協力していきましょう。以上で条例改正案の審査は終わりたいと思います。どうも今日はお疲れでした。引き続き閉会中の委員会審査について、皆さんで決定していただきます。先ほどちょっと申しましたが、継続調査事項について、下から3行目、空家等の適正管理と利活用についてと「利活用」を入れるということで御了解いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、これに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 決定いたしました。以上で委員会を終了したいと思います。

午後4時17分 散会

平成29年3月16日

民生福祉常任委員長 下 瀬 俊 夫